

## 第一百九十三回

## 参議院経済産業委員会議録第十三号

平成二十九年五月二十五日(木曜日)

午前十時開会

## 委員の異動

五月二十一日

辞任

辰巳孝太郎君

補欠選任

小池 晃君

五月二十三日

辞任

辰巳孝太郎君

補欠選任

小池 晃君

五月二十五日

辞任

丸川 珠代君

出席者は左のとおり。

委員長

小林 正夫君

理事

岩井 茂樹君

委員

青山 繁晴君

副大臣

井原 巧君

事務局側

常任委員会専門

廣原 孝一君

内閣官房内閣審議官

境 勉君

内閣府地方創生推進事務局審議官

奈良 俊哉君

総務大臣官房審議官

猿渡 知之君

総務省自治行政局選舉部長

大泉 淳一君

文部科学大臣官房総括審議官

白間竜一郎君

農林水産省農村部長

新井 敦君

農林水産省農村政策審議官

菱沼 義久君

農林水産省農林水産技術会議事務局研究室総務官

竹内 星野

房審議官

岳穂君

経済産業大臣官房審議官

芳明君

経済産業大臣官房審議官

吉川ゆうみ君

経済産業大臣官房審議官

渡邊 美樹君

経済産業大臣官房審議官

林 芳正君

経済産業大臣官房審議官

松村 祥史君

経済産業大臣官房審議官

浜口 哲史君

経済産業大臣官房審議官

伊藤 孝江君

経済産業大臣官房審議官

平山佐知子君

経済産業大臣官房審議官

浜口 誠君

経済産業大臣官房審議官

吉川ゆうみ君

経済産業大臣官房審議官

磯崎 哲史君

経済産業大臣官房審議官

平山佐知子君

経済産業大臣官房審議官

党 吉川ゆうみ君

石川 岩渕 博崇君

中小企業庁次長 吉野 恭司君

観光庁審議官 菅井 雅昭君

辰巳孝太郎君

○政府参考人の出席要求に関する件

○委員長(小林正夫君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小林正夫君) 御異議ございませんか。

○委員長(小林正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小林正夫君) 地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○吉川ゆうみ君 おはようございます。自由民主

本日の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉川ゆうみ君 おはようございます。自由民主

等による地域における産業集積の形成及び活性化

に関する法律の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

この地域未来投資促進法、これは、地域の事業者を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を生み出すような地域経済牽引事業を推進するために支援措置を講ずるという法律の立て付けでございますが、地域未来投資促進法の法案審議に際しまして、まず我が国における地域経済の現状について確認をさせていただきたいと思います。

先月、四月二十七日、日銀の金融政策決定会合では、全体の景況判断を引き上げ、緩やかな拡大に転じつつあるとして、約九年ぶりの拡大の表現を盛り込みました。また、先週、五月十八日に発表されました一一三月のGDP速報、こちらも実質年率二・二%増との発表もございました。また、先月の訪日外国人数、これは二百五十七万人とのことで単月としては過去最高、一一四月でも対前年対比一六・四%と、これも順調に伸びています。日経平均株価も、トランプ政権の不透明感によって先週辺りから若干不安定なところはあるものの、二万円台に届きそな勢いで今月になつてから推移をしております。

他方で、アベノミクスの果実はまだまだ地方に行き届いてはいないのではないか、大企業あるいは都会だけではないかといふ声があるのも、数字で見えるのとは裏腹に事実であるかも、数字で見えるのとは裏腹に事実であるかも、というふうにも思います。

一方で、働き方改革、これは我が国の働き方をしつかりと抜本的に変えていくものではございませんけれども、こちらが推進されることによって、地方からは、特に中小企業から、現実的にはない、本当にやるとなつたら自分たちの会社

はどうなつてしまふんだろか、とてもやつてい

くことができない、政府は地方の会社を潰す氣で  
はないだらうかと、いうような厳しい声が多く聞か  
れる、これも私、実際にお伺いをしておりますの  
で、現実であるうというふうに思っております。

人材不足の中、また取引条件が厳しい中で、地

方の中、中小企業や小規模事業者は政策も含めて将来

的に非常に不安に思つて、いるという現実もござります。国際情勢、経済のマクロ環境が目ま

ぐるしく変わる中で地域経済をいかに活性化させ

ていくか、東京を始め大都市圏、大企業を中心と

した経済の成長を地方に届けていくローカルアベ

ノミクスをいかに推進していくかが問われている

のが現状であるうと、いうふうに思います。

この地域経済の現状についてどのように捉えて

いらっしゃるのか、まずは世耕大臣の御認識をお

伺いできればといふうに思います。

○國務大臣(世耕弘成君) アベノミクスで、まず

日本全体の景気と、いうのはいろんな数字で改善傾

向、緩やかな回復という傾向が出てきているとい

うふうに思つています。

やつぱりリーマン・ショックで一旦落ち込んだ

わけですが、いろんな数字をリーマン・ショックで

前後の一一番良かつたときとリーマン・ショックで

どんと落ちたときと今と、いうのを比較すると、例

えば雇用の面では有効求人倍率、リーマン・

ショック直前一・〇八だったのが、リーマン・  
ショックで何と〇・四二まで落ちていたんですね

が、今一・四五、あと、鉱工業生産指数、リーマ

ン・ショックの少し前が一七・三、これが一番

良かったときであります、リーマン・ショックで

七六・六に落ちましたが、今九九・八まで回復

をしてきています。法人の設備投資額も、リーマン・ショック前、一番いいときは五十四兆円、そ

れがリーマン・ショックで三十四・一兆円まで落

ちましたが、今四十兆円まで回復してきていま

す。民間最終消費支出が、リーマン・ショック前

が二百八十五兆円ぐらいだったわけですが、これ

が今二百九十六兆円まで回復をしてきておりま

す。

ということで、数字だけ見れば全体的に回復し

てきていますし、地方でもやっぱり税収は上が

てきていますので、そういう意味では、地方にも

アベノミクスの効果は一定程度行き渡っていると

いうのが現状だといふうに思います。

しかし一方で、地域によってあるいは業種に

よって回復状況にばらつきがあつたり、あと、や

はり地方の方が人口減というのが急速に進んでき

ておりますので、地域内の需要が減つているとい

うようなことも起こつてきていますし、あるいは

田安で少し戻つてきているという話もあります

けれども、やつぱりグローバル化で企業立地の

数が減つていて、いるというようなことで、地方

がやはりその分大きな影響を受けていたという面

もあるのかなといふうに思つています。こうい

う中で、地域の産業転換の遅れや地域経済の中核

となる企業が生まれていないという現状もあるん

だらうといふうに思います。

こういった課題に対応して、地域が自律的に発

展していくために、そして、地域独自の強みを生

かしながら、将来成長が期待できる第四次産業革

命分野ですか、あるいは人口が減つている分イ

ンバウンドで消費をしてもらうという意味で観光

分野ですか、あるいは航空機部品など、いろんな

な需要を地域の中へ取り込むことによつて地域の

成長発展の基盤を強化していくことが重要だとい

うふうに思つております。今回、この地域未来

の法改正があるのだといふうに大臣からの御答

弁、理解いたしました。

その中で、次に、法案の中身について議論を

進めさせていただきたいといふうに思います。

今回の地域未来投資促進法、これは現行の企業

立地促進法を改正するものとなつております。現

行の企業立地促進法、こちらは平成十九年に施行

され、地域の産業集積をつくり活性化させるとい

う点に焦点を置いて、地域における企業の工場等

の新規立地あるいは設備投資などを支援してきた

ものと理解をしております。

この十年を振り返りますと、二〇〇八年のリーマン・ショック、そして急激な円高、また二〇一一年の東日本大震災と、いうことで、内外の経済環

境が目まぐるしく激変しており、私の地元三重県

におきましても多くの物づくり企業が立地してい

るわけですが、それどころも、国内における企業

の新規立地あるいは設備増強もかつて以上に難し

くなつて、そんな側面もあるのかなといふうに思

うに感じています。そのような中で、今回の法改

正、改正法案でございます。

私は、この改正が、現行法の約十年の成果と課

題、こちらをしっかりとアセスして、また今後の

地域経済の活性化のために有効な手段として講じ

られるものでなければならぬといふうに先ほ

ど大臣からも強いお言葉をいただきましたけれど

も、しっかりとしたものでなければならぬとい

うふうに思つております。

四月二十八日に我が自民党から提出されました

経済構造改革に関する特命委員会、この最終報告

書類を、人、物、金、情報、規制改革など、施策

を全部パッケージにすることで集中的に支援をし

ては目新しさといつものが対外的に少し分かりにく

い仕組みになつて、いる部分もあるのかなといふう

うに思ひますし、実際にそんなような声もいろいろ

なところから聞こえます。経済を拡大して

いるもの企業においても本当に心の底からの願

いがありますし、我が国の命運も懸かつてお

りなところから聞こえます。是非とも、地域や企業に期待感だけを持たせ

て終わるということになつてはならない。

そこで、御質問をさせていただきたいと思いま

す。この現行法における十年間の評価と地域経済の

現状と課題を踏まえて、今回の法改正のポイント、これはどのようない部分にあるのか、また何が

大きな有効点であると考えていらっしゃるのかに

おきましても多くの物づくり企業が立地してい

るわけですが、それどころも、国内における企業

の新規立地あるいは設備増強もかつて以上に難し

くなつて、そんな側面もあるのかなといふうに思

うに感じています。そのような中で、今回の法改

正、改正法案でございます。

私は、この改正が、現行法の約十年の成果と課

題、こちらをしっかりとアセスして、また今後の

地域経済の活性化のために有効な手段として講じ

られるものでなければならぬといふうに先ほ

ど大臣からも強いお言葉をいただきましたけれど

も、しっかりとしたものでなければならぬとい

うふうに思つております。

四月二十八日に我が自民党から提出されました

経済構造改革に関する特命委員会、この最終報告

書類を、人、物、金、情報、規制改革など、施策

を全部パッケージにすることで集中的に支援をし

ては目新しさといつものが対外的に少し分かりにく

い仕組みになつて、いる部分もあるのかなといふう

していく仕組みが弱かった、あるいは、現行のこの支援法は、法律上はどの業種もやれるようになつてゐるんですが、政令でいろんな税制の支援とかそういうふたところをほぼ製造業を中心にしておりまして、サービス産業など非製造業の支援が十分じゃなかつた、地域ではやっぱり非製造業の比率が高いわけでありますから、これが十分じやなかつた、この辺を反省して今回この法改正をさせていただきました。

先ほども申し上げましたように、地域の特性を生かして高・中・低直と別々に、也就是说各人

この地域未来投資促進法案において、今回、地域経済牽引事業といつ新しい事業が定義され、これを支援することが本法案の柱となつております。地域経済を牽引する事業ということであるかと思ひますけれども、かなり概念が抽象的である印象を受けますし、また、どのくらいの企業がどのような形で支援されていくのかという疑問も湧いてまいります。

お尋ねの支援規範としては、当面は三年間で約二千程度の事業者の支援をさせていただきたいと考えているところでございます。

○吉川ゆうみ君 ありがとうございます。

三年間で二千程度ということで、どのような形でこの後それを選定していくのかなどについてもお伺いをさせていただきたいと思いますけれども、この地域経済牽引事業についての関連でも一つお伺いをさせていただきたいと思います。

政府から出された資料によりますと、地域経済牽引事業計画は、申請主体が民間事業者のみに由るものに加えて、一つ目として地方公共団体及び民間事業者という官民連携型というものについても認められるというふうに見受けられます。

けれども、官民連携によって進められる、自治体も事業計画の主体に関わる場合、この場合には国が承認を行ふこととなります。

なお、官民連携によります事業としては、例えば、民間のホテル事業者の方を中心とした観光関連事業者が自治体と共同で観光まちづくりを行なう事業ですとか、あるいは自治体や地元企業の連携によるスタジアム、アリーナを中心とする一体のにぎわいづくりの事業などがこれに当たる事例ではないかと考えられます。こうした事業は、地域への波及効果の観点から本法案の重要な非常に有望な案件の候補であると考えてございますので、出ましたら積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

生かして高い付加価値を創出をして、地域経済への波及効果が大きい事業を、人、物、金、情報、規制改革などの施策をパッケージにして集中的に応援をしていくことになります。

また、こういった実効性を確保する観点から、国の基本方針を基にこの法律では自治体の基本計画において付加価値額や地域への経済的な波及効果の面からまず要件を定めていくこと、そして、自治体の計画策定や案件発掘をRESASの活用による情報提供などを通じてサポートをしながら自治体の基本計画の実施状況を報告徴収する規定も新設をして、P-D-C-Aサイクルを回す仕組みを強化をしていく、そして、課税の特例などいろんな支援措置をサービス業などの非製造業の事業者も利用できるよう支援策を拡充するといった制度改正を行つてまいりたいというふうに思つております。

対象となる地域経済牽引事業、これはどのような事業をイメージされておられるのか、また事業数などの具体的なイメージについてお教えをいただければと思います。

○政府参考人（星野岳穂君） お答え申し上げま

政府から出した資料によりますと、地域経済牽引事業計画は、申請主体が民間事業者のみによるものに加えて、二つ目として地方公共団体及び民間事業者という官民連携型というものについても認められるというふうに見受けられます。

近年では、地域で観光振興の推進体として日本版DMOが設立される動きが多く見られます。私の地元でも、地域産業あるいは自然環境などを活用し、そしてそれとしっかりと観光と結び付けて広げていこうということで、法人の新たな設立などや、もう既にDMOとして認定されて活動しているというような組織も多くございまして、盛んになってきております。

そこで、この日本版DMOや官民連携による事業についてもこの地域経済牽引事業として支援されていく、そのような計画なんかについてお伺いできればと思います。

のないかとおもえられますが、こなした事業には、地域への波及効果の観点から本法案の重要な意味かつ非常に有望な案件の候補であると考えていますので、出ましたら積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

○吉川ゆうみ君 ありがとうございます。  
私も十九年の現法、これはやはり製造業という意味では一定の効果があった、私の地元でもそのようなよかつたというような声もござりますし、思っております。しかし、その様々な十年間のまさに制度自体のP D C Aを回していくだけで今の法改正につながっているということで、是非とも、より広い経済効果あるいは地域活性化効果を期待しているところでございます。ありがとうございました。

次に、法案の詳細な中身について議論に入つてまいりたいというふうに思います。

今後、基本計画に即しまして要件を満たす地域経済牽引事業が創出されるものと考えられます。具体的的なイメージいたしましては、例えば、地域の物づくりの技術力を結集した製品開発ですとか、あるいはその企業がグローバル販売展開を行う先端物づくりの事業、それからインバウンドの需要を取り込むための例えば地域ぐるみでのリノベーションを行う観光事業、さらに公共機関が保有するビッグデータなどを利活用しまして新しい投資を生み出すプラットホームづくりを行いうような事業、こういった事業などが挙げられるうと考えてございます。

地域経済牽引事業は、地域への裨益効果が高いものとして業種を限らずに実施されるものを想定してございます。したがいまして、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、相当の経済効果を及ぼすという要件を満たしたら、例えば、御指摘の地域の観光振興の推進体となります日本版のDMOですとか、あるいは官民連携によります事業というのもこの地域経済牽引事業に該当し得るものと考えてございます。

この事業計画の策定に当たりましては、日本版DMOなど民間事業者の方々のみで作成する計画についても、都道府県の知事が承認権者となります。

けるということが分かりましたけれども、今の地域経済の七、八割を支えるサービス分野の事業者も今回の法改正によって支援対象になるというふうなことは、非常に期待できるところであるというふうに思っております。

そこで、本法案しっかりと執行していくために、関係省庁との連携についてございますけれども、観光やスポーツなどに製造業を広げていくためには、経済産業省さんだけでは無理で、もつと様々な省庁に広げていくことが必要なのだと思思いますけれども、具体的に他省庁さんとどのようないふ話を進めておられるのか、あるいはそのおつも

お尋ねの支援規模としては、当面は三年間で約一千程度の事業者の支援をさせていただきたいと

けれども、官民連携によって進められる、自治体も事業計画の主体に関わる場合、この場合には国

の計画の話なども市町村でいうことがござりますので、県と市町村ということは非常に理解いたしましたけれども、我が三重県において、市町村だけでは範囲として不十分というような形で、市町

りかをお聞かせいただければと思います。  
○大臣政務官(井原巧君) お話のとおりであります。基本的には、アベノミクスの果实を全国として、基本的には、アベノミクスの果实を全国津々浦々に広げるというのは、もう政府一体としてのこれは一番大きな目標だと思います。

ですから、本法案の策定に当たりまして、現行の企業立地促進法においても既に主務大臣と

して位置付けられているのが総務省・財務省・厚

労省・農水省・国交省ということがありますか

ら、今後地域において、お話のあつたように成長が期待される観光・スポーツ等の分野に関係する支援施策等を所管する省庁として内閣府・金融

省・スポーツ庁・観光庁とも調整を進めてきてい

るところであります。

執行面でも、去る三月二十四日に未来投資会議がございまして、松村副大臣の方から関係省庁一

体で案件発掘を行うという旨を表明したところでありますて、実務的には、今後、関係省庁による具体的な発見・発掘及びフォローアップを実施いたしまして、各省庁における関係施策の一覧の作成、ベストプラクティス集の作成、法律全体の定期的な評価等を行うべく、関係省庁連絡会議を速やかに立ち上げて具体化を図つてまいりたいと、

このように考えております。  
○吉川ゆうみ君 ありがとうございます。  
松村副大臣が省庁一体となつて進めるというふうに表明もしていただいているということで、是非とも、本法案をしっかりと執行するためにより強固な連携、そして実行力ある活動をお願いできればというふうに思います。ありがとうございます。

さて、本法案のスキームは、国が基本方針を示し、自治体が基本計画を定めるというふうになつております。この基本計画の関連で、地域未来促進法案において都道府県と市町村が共同で基本計画を作成する必要性はどこにあるのか、この部分についてお伺いをさればと思ひます。

○政府参考人(星野岳穂君) お答え申し上げま

すので、当の意味での事業性の評価というのは難しいので

はないかなというふうに、これは金融においては立場からも常々思つておるところでございます。

自治体や国が地域経済牽引事業計画を承認されるとということでございますけれども、自治体や国

の職員さんに事業の方向性や将来性を判断してい

ただくという目利き力、あるいはどのように評価をしていかれるのかというところ、あるいは事業

内容や財務状況の悪化又はレピュテーションリスクとというようなものなどに対し、承認した事業

計画の将来性についてどのように担保されよう

しておられるのが、その辺りについてお伺いをさ

せていただければと思います。

○大臣政務官(井原巧君) 先生お話しのとおり、今回のこの法律の一番みそといふのは、いかに地域の特性を生かして高い付加価値を創出するかと

いうことで、その地域経済牽引事業を創出するか

といふことが一番のポイントでありますて、この認定自体は、承認審査自体は、これは地方の特

性、高い付加価値の創出、地域の事業者に対する

相当の経済的効果を及ぼすことという点を評価

をして基準にしてようというふうに考えております。

国際的な経済産業の流れのマクロ環境、あるいは今後の産業政策の方向性、あるいは産業戦略の在り方、また我が国の、あるいは地域における目指すべき方向性といったものを分析し、その中で事業者の成長性も含めた事業性をしっかりと評価していくという点から考えると、例えば会計士さんだけとか、あるいは行政の中にいる人たちだけ

ということでは、非常に目利き力という部分、あ

るいは評価という部分では難しいものがあるので

はないかなというふうに思つておりまして、例え

ば、実際に会社を経営してきて様々な、リーマン

であるとかあるいは円高、あるいは震災というよ

うなものを持ち越えてきた、あるいはそういった

ところで様々な分野に直面してきたというような

経験者のような人たちを入れていくあるとか、

そういう人たちはしっかりと入つていないと本

現行の企業立地促進法におきましても、都道府県と市町村が共同で基本計画を策定することと定められておりまして、現在までに百九十一計画の策定をいたしているところでございます。今回

の地域未来投資促進法案におきましても、これま

でと同様に、都道府県と市町村のそれぞれの強

み、立場を生かして基本計画を策定していただく

ということが非常に重要な点につきましては、正

直申し上げて疑問もございます。

○吉川ゆうみ君 ありがとうございます。

引き続き、都道府県の知事と市町村長の双方のリーダーシップを御發揮いただきまして、共同で基本計画を策定していただきたいと考えている次第でございます。

○吉川ゆうみ君 ありがとうございます。

今、農地、土地などの利用の問題でありますとか、市町村が担っている部分もございますし、あるいは先ほどのDMOのお話、あるいは地方創生

として、基本方針で政府の方から大枠を示して、自治体が基本計画で決定するということでありまして、これらの手続については、その判定はやつぱり中立公平の観点から都道府県又は国が判断を行ふ。これは出てきた数字で良しか悪しかと、こういう判定をするわけですが、実際その事業計画を出すときには、もう先生のおっしゃるとおり、様々な知恵を借りて、官民様々な能力を借りてその事業計画を出すことが非常に必要だというふうに思つております。

例えれば、事業計画を立てるに当たっては、既に制度としてありますけれども、地域中核企業創出・支援事業というのがありますて、そういう支

とか事業化戦略とか、あるいは販路の開拓等、そういう事業計画を支援するというプロジェクトがあります。あるいは、グローバル・ネットワーク協議会というのがあります。そして、様々なそういう専門家の知識を借りながら販路開拓等の支援をするという、こういう制度もありますから、事業計画を立てる段階でそういう知恵を借りながら、公平中立で判定する都道府県や国の判定にしっかりと対応していただけて事業化を進めてまいれば、このように考えております。

○吉川ゆうみ君

ありがとうございます。

是非とも、中長期的にしっかりとその地域の中核となり牽引をしていただき、そいつた事業あるいは企業との選定に当たっては、後で、こんなはずではなかった、あるいはそこで目利き力が足りなかつたというようなことがないよう次第でございます。

次に、地域の人材不足に関連してお伺いさせていただきます。

私の地元三重県つて南北に長いんですけれども、私は一番北の名古屋に近いところが実家でございまして、電車で十五六分で名古屋に着いてしまふということもあり、地元企業における人材の引き止めといふことが非常に難しく、さらに、これはいいことなんすけれども、有効求人倍率も上がっているということ、地元企業にとってはもう非常に昨今の悩みどころとなつております。

企業さんに今の困っているところ何ですかといふお話を伺いすると、必ず一番出てくるのは人材不足といふ話でございまして、こういった地域では人材が非常に不足している中において、冒頭、世耕大臣からも人材不足のお話を触れていただきましたけれども、地域未投投資促進法を推進するに当たって不可欠な人材を育成あるいは確保していく、これはどのように措置をされていかれ

るおつもりでしようか、お伺いできればと思います。

○政府参考人（鶴治克彦君）お答えいたします。

地域の企業の人材不足先生御指摘のとおり、深刻な状況でございまして、特に私どもターゲットにしたい地域の中堅・中核企業、こういった企業が更に成長していくためにいろんなレベルの人材がより様々な経営戦略とか専門性を持つミドル人材が圧倒的に足りていないという部分もございます。

ただく若い方々も、特に地方の場合、都心の大都市に行ってしまつて帰つてこないというような問題もあるかと承知してございます。

こういう幾つの課題にこの法律の仕組みでも対応させていただこうと思ってございまして、例えればミドル人材につきましては、実は、先日御視察で見ていただいた企業さんもそうでございますが、地域中核企業支援の中で極めてハイレベルなグローバルコーディネーター、それから、それぞれの地域地域で地道な経営の戦略策定をサポートするコーディネーター、そういうミドル人材を提供するという事業を既に先行的に始めさせていただいているところでございます。あるいは、この法律におきましても、厚生労働省さんのお持ちでございます地域の人材を発掘する事業、これとも繰り返して連携していくこうといふことも法律に明記をいたしまして、厚労省さんの制度も活用させていただきます。

それから、当然、中小企業政策の活用も重要なと考えておりまして、地域内外の若いい方、女性、シニア、こういった方が地域の中小企業が必要とする人材としてボテンシャルがあると考えておりますので、この紹介、発掘、マッチングをサポートする地域中小企業人材確保支援等事業といふのがございます。これも活用させていただきました。

さらには、内閣府の方で地方創生政策の一環といたしまして、プロフェッショナル人材の採用を

ダイレクトにサポートするというプロジェクトがあります。ナール人材事業、こういう制度もございます。これも活用させていただいて、まさに政府全体が持つているありとあらゆる手法をこの法律の執行に運動させて、中核企業が必要とされているいろいろなレベルの人材供給をお手伝いをしていきた

とを期待しているものでございます。

また、法七条に基づきまして、基本計画を作成

しようとする際には、都道府県及び市町村が産学支援機関あるいは地域の大学、金融機関など産学官金の連携によりまして、地域において地域経済牽引事業を支援する方々を構成員とします地域経済牽引事業促進協議会といふものを組織することができます。そこで、基本計画の内容について協議を行ふことを期待しております。

○吉川ゆうみ君　ありがとうございます。

他省庁の施策も含めて精力的に進めていかれよ

うということで理解いたしました。

人材確保の面においても先ほどいろいろな計画をお聞かせいただきましたけれども、企業の技術

やサービスの向上あるいは情報収集という面にお

いても、私は、地域の大学あるいは地域を超えて

大学との連携というの不可欠であるというふう

に思つております。

一般的の委員会視察においても企業さんが、大学との連携があつたから様々な情報が得られ、顧客

からの要望への解決や事業の新規展開につながつたというようなお話をございました。地域中核企

業、こちらと大学と例ええばコンソーシアムを組みやすくなる、あるいは事業をそのような形で進めやすくする、あるいは事業をそのような形で進めやすくなるというような施策があつてもよいのではないかというふうに思いますけれども、その辺りについてのお考え方をお聞かせ願えればと思います。

○政府参考人（星野岳穂君）お答え申し上げま

す。

地域経済牽引事業を促進する上では、御指摘のとおり、地域の大学の果たす役割は非常に重要だと考えてございまして、特に専門人材の育成です

とか研究成果の社会実装などの役割が期待されて

いるところございまして、本法案におきまして

大学との連携についてはしっかりと位置付けられてゐるところございます。

具体的には、法の第二条第一項に規定されまし

た地域経済牽引事業を、法第二十七条の規定に基づきまして支援機関が共同して連携することによつて支援を行うという事業を連携支援計画とし

て国が承認をし、取組を促すこととしております。例えば、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進としまして、TLOなどによる大学等の研究成果を企業等へ技術移転をするときの支援、あるいは研究成果の普及が図られるということを期待しているものでございます。

また、法七条に基づきまして、基本計画を作成

しようとする際には、都道府県及び市町村が産学

支援機関あるいは地域の大学、金融機関など産学

官金の連携によりまして、地域において地域経済牽引事業を支援する方々を構成員とします地域経

済牽引事業促進協議会といふものを組織すること

ができて、基本計画の内容について協議を行ふと

いうふうに定めてございます。

加えまして、法第三十三条に基づきまして大学等との連携協力の円滑化等の規定が置かれており

ます。国は、地域経済牽引事業の促進のために、研究開発や人材育成に関する連携や協力、事業者と大学等との連携や協力の円滑化等に努めるものとしてござります。

この地域未来投資促進法案を活用しまして、引

き続き、関係省庁とも密接に連携をしながら、地

域の大学が有する人材や技術、地域の企業と産業

と大学等との連携や協力の円滑化等に努めるものとしてござります。

○吉川ゆうみ君　是非とも、産官学金の連携によつて地域を、さらに経済を推進していただきた

いと、この連携によって、地域の企業と産業

と大学が近くなるというところも、先ほど来お話し

いたきましたけれども、後押しいただければと

思います。

関連で、先ほどの人材不足の話もござりますけ

れども、地域の中核企業の社会的な認知度アップ

という視点で私、議論させていただきたいと思ひます。

地方の企業は、やはり都会の企業あるいは大企

業に比べてアピール力が弱いという部分が多くあ

るのではないかというふうに思います。先ほど

の、人材不足の対策でもお伺いしましたけれども、

例えば地方の企業であっても、IPOした企業から、IPOしたら各地の国立大学であるとか、非常に優秀な人材が一気に急に集まるようになつたと。IPOの採用への効果というのは知つていなければ、ここまで効果があるとは思わなかつたといふような話をよくお伺いいたします。上場企業であれば良い人材を獲得しやすくなるというように、この本件の採択、IPOまではいかないまでも、企業の認知度や企業の墨書きという部分については若い優秀な人材確保という点でも非常に重要であるというふうに思つております。

この法案での承認、こちらを企業の認知度や採用あるいは取引条件にも関係するような、お墨付きのような位置付けにできれば、私は、より本当の意味でこの法改正の意味つてもつと大きくなつていくのではないかなど、一方で、その目利き力に対する責任も重くなるわけござりますけれどもというふうに思ひます。

ホームページ上で公表される、あるいはちょっと新聞に載るといふようなだけでは、その地域の人々にインパクトを与える効果というものは、それほど長くあるいは継続的なものになるのは難しいのではないかというふうに思つております。この社会的認知度アップあるいは企業価値向上といふ部分についても、是非、この法の改正の中、あるいはこの事業を推進される中において是非とも工夫をして進めていただければ有り難いなと思いますので、こちらは要望させていただければというふうに思ひます。

次に、地方創生との関係についてお伺いをさせていただきたいと思ひます。

世耕大臣からも、RESASを使ってというお話を、冒頭いただきました。RESASについては、本当に、まち・ひと・しごと創生本部と、あと内閣府、経済産業省一体になつて進めておられると思います。私は、非常に地域の状況あるいは入りと出であるとか様々な部分を定量的に見らざることで、観測や分析、あるいは情報解析ができる、あるいは情報提供のツールとして

も、私は、RESAS、非常に良い仕組みであると思つております。

先日、びっくりしたんですけれども、ニコニコ超会議という、ニコニコ動画、ドワンゴさんとかがやつているイベント、これ毎年やつているんでがれども、幕張メッセで毎年十五万人の来場者が来ると。五、六割は十代、二十代の若者というようなイベントで、小泉進次郎さんたちとともに高校生、中学生の皆さんと対談をさせていただくというイベントに出させていただきました。

その中で、高校一年生の学生さんが、今何か質問ありますかというところで、RESASを使ってどうやって地域経済の活性化に役立てばいいのかということがで悩んでいます。高校一年生の子がそういつた話をしておられて、私は、うれしいとともに感動したんですね、そういう質問が高校生から出ると思わなかつたということで。もしかしたら、ゲーム感覚で様々なことを見ながら考えてくれているということです。私は、そういった柔軟な発想でこれから地域の経済を考えいくといふのも重要なことではないかなというふうに思つておりますし、まさに世耕大臣おつしやつていただいたように、このRESASも活用して進めていただけるということござりますけれども、地方創生は地方創生で市町村が計画を出すというような、本法と同じような形で今進めているわけでござりますけれども、地方創生と本法、どのようない形で連携をして進めていかれるのか、その辺りについてお伺いをできればと思ひます。

○政府参考人（星野岳穂君） お答え申し上げます。地方創生は、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服しまして将来にわたって地域の成長力を確保するために、まち・ひと・しごと創生法に基づきまして、まさに町づくり、人づくり、仕事づくりを総合的に実行取組でござります。

この地域未来投資促進法案は、特にその中でも地域における仕事創出の観点を中心にして、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、経

济的波及効果を及ぼすことによって地域の経済を牽引する事業を集中的に支援するものということですございます。

この地方創生と本法案が有機的に連携すること非常に重要だと考えてございまして、この法案の条文上でも、関連する施策との連携について措置してござります。その一環としまして、予算面でいきますと、内閣府と連携をいたしまして、地方創生推進交付金を活用して地域経済牽引事業等を重点的に支援する仕組みというのを構築していくところでござります。

その際には、御指摘ありましたRESASというのももちろん積極的に活用いたしまして、今後とも、地域経済の活性化に向けて、内閣府、内閣官房あるいは関係省庁とも十分連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○吉川ゆうみ君 ありがとうございます。

重点配分をしてもらえるということでございま

すけれども、様々な従前からある事業とのバランスをうまく取つていただいて、地方創生に生きる地方中核企業あるいは未来牽引事業であつていただきたいというふうに思いますので、是非ともバランスを取つていただいて、重点配分をしつかりと付けていただけるようにお願いできればと思ひます。

○吉川ゆうみ君 ありがとうございます。

次に、事業者に対する金融面での支援についてお伺いをさせていただきたいと思ひます。

地域経済牽引事業の支援につきましては、地域の金融機関の役割も非常に重要であるといふふうに思つております。また、国の説明資料の中では、リスクマネーの供給促進として、地域経済活性化支援機構、REVICや中小企業基盤整備機構によるファンド創設が掲げられています。REVICのファンドは、ここ数年、金融機関だけでなく事業会社も巻き込むなどして、例えば三田篠山のノオトなどは有名でござりますけれども、全国で様々な効果的な支援事業を実現しているといふことで、私も非常に評価をしております。

また、地域の金融機関においても、REVIC

があるからこそ投資がしやすかつた、地域の頑張っている事業の支援をしたいけれども金融庁さんとの関係の中でなかなか難しいというような、バンカブルには困難だというような案件をこのREVICがあることによって投資という面で支援できたということで、非常にやり難いというようなお声を多く聞いております。

私は、是非ともこのREVICなどを有効に活用して、これを大きく推進していただきたいといふふうに思つておりますけれども、地域未来投資促進法案において、事業者に対する金融面の支援はどうのようなものになるのか、具体的にお教えをいただければと思ひます。

○政府参考人（銀治克彦君） 御指摘のとおり、地域経済牽引事業、地域の中核企業の方々が様々な成長が期待できる、逆にややリスクの高い事業を大胆に遂行していただくことが必要になりますので、その意味で資金融通の円滑化は大変重要な課題だと認識してござります。

そういう観点から、この法案の中では、今委員御指摘ございました地域経済活性化支援機構あるいは中小企業基盤整備機構、こういった機関によるリスクマネーの供給というものを想定をいたしまして、これらの機関の協力を法律上も明記いたしまして、具体的には、先生も御指摘になりました特にREVICは現在三十を超える様々なファンドを地域の地銀さんなんかと一緒におつくりになつていて、観光分野でござりますとかヘルスケアの分野、それからまさにどんびしやりでございますが中核企業支援、こういった様々な分野で実績を今上げ始めておられます。

したがいまして、こういうREVICさんの資金的あるいは人的な能力を生かして、まずリスクマネー、特に資本、エクイティの部分でござりますが、ここをしっかりと供給していくことだと思います。

それからもう一つ、何と申しましても、地域の中堅企業の活動を支えるのは地方銀行さんあるいは大手の信用金庫さんなどであると考えてござい

まして、そういう意味では、地域の金融機関がいわゆる長期の事業資金、これをしっかりと供給していくことも大事だと考えております。地域の金融機関は、私どもこの法律の中でも地域経済牽引事業の支援機関という明確な位置付けを与えてございまして、その方が集う協議会の設置も促したいと思つております。

そういう意味では、地域の金融機関のステークホルダーの皆様が、REVICのような公的機関とも連携しながら、エクイティーあるいはデットと、様々な資金を柔軟に流していくと、これを是非促していきたいと考えております。

○吉川ゆうみ君  
ありがとうございます。

審議官の方から、金融機関も地域の一部を成す企業だというような多分御認識を持つていただいているんだろうなと思って、ちょっとほつといたしました。

よく地域でも、金融機関というと、例えば信金などは、その地域の一企業であるにもかかわらず逆に金融機関は支援に回るんだというような形で捉えられることが非常に多いと思ってるので、そこは私は、地銀・信金、特に信金さんなんといふのは地域のまさに一部分を成す企業である、事業体であるというふうに思つておりますので、地域の金融機関の発展と地域の発展という、これは同じ方向性で進んでいくものだというふうに思つております。そういう意味においては、地域金融機関の事業自体を応援する、支援するということにまさにこのファンドの組成というものは私になつていくんであろうというふうに思つております。

バンカブルでない案件、銀行の例えればデットとしてはなかなか付けにくいというような部分をこのREVICが入ることによつてエクイティー入られる、エクイティー入れられることによつて、ノオトというファンドは今利回りが5%から15%に黒字になつて出ておりますので、そうしますと、その案件に今度はデットが付けられるようになるということになると、このまさに仕組み

자체が地方の案件創出、事業創出あるいは事業拡大にもつながりますし、地域金融機関の発展あるには目利き力が上がるということで、今度は例えば担保の考え方を変えていこうと。

ノオトの案件なんかは元々古民家を再生するというものでございますので、資産価値ゼロというものでどう考へたってデットはできないわけですね。しかし、そこにこのREVICと、ノオトによるファンダードでそれを支援できたがために利回りが出るようになりますが、今度はこれを実際に銀行のファイナンス案件として捉えていくことができるということで、あるいは担保というものの考え方自体を、じゃ、こういう案件が出てきたら今まで担保として取れなかつたものをこれは資産として見ることができるよねというような、根本的な考え方の異なる、そのような私はベースにもなつてしましました。

よく地域でも、金融機関というと、例えば信金などは、その地域の一企業であるにもかかわらず逆に金融機関は支援に回るんだというような形で捉えられることが非常に多いと思ってるので、そこは私は、地銀・信金、特に信金さんなんといふのは地域のまさに一部分を成す企業である、事業体であるというふうに思つておりますので、地域の金融機関の発展と地域の発展という、これは同じ方向性で進んでいくものだというふうに思つております。そういう意味においては、地域金融機関の事業自体を応援する、支援するということにまさにこのファンドの組成といふのは私はなつていくんであろうというふうに思つております。

エクイティー入れようと思うと期間が掛かる、あるいは、ある案件に投資のお金が出来るまでは、本当にそのファンドがあつて初めて、じゃ、その事業を始めようというふうに思つてくれたならば期間が掛かつて当然でございますので、そういう意味では、短期で見づに、官民ファンドを一ヶ月にすることではなく、こういった非常に有効なものがあるということは是非ともっと声を上げていきたいななど、ふうに思つてお話しをてくれるというようなことが非常に印象的でした。

しかし一方で、ある会社が、年商百億円近いんですけれども、この事業でもらつた部分は二千五百万円であります。このことで、この事業のいたいたお金、今使わせてもらつてあるお金というものはすぐに入税金とかそういう部分でお返しができるだろうというお話があつたんですが、であるならば、本当に企

業が今の事業を新しく推進するために制度をうまく活用できたのだろうかというところは、少しどうだったのかなという部分を感じた部分もございました。

本事業なかりせばこの新規事業はできなかつたというような、あるいは本事業があつたからこそ新しいことに挑戦できたというような制度であるべきだというふうに思つておりますので、本制度をより有効なものにするためには、例えば地域、業種、業態、プロジェクトによって必要な支援策あるいは資金の額、期間、全て異なるというふうに思つております。私は、この地方創生、地域活性化のこの制度は肝であるといふうに思つておられますので、例えば現状の制度の中では、既存の補助の部分を使ってうまく活用していきましょうという税制の優遇などはございますけれども、支援補助金のようなものは既存のものを使いましょうとの絡みで官民ファンドはという声はありますけれども、私は、短期で官民ファンドを論ずるといふのは、物によりますけれども、おかしい部分があるというふうに思つております。

私は、本当に何度もこの質問の中でも繰り返して見ることができるとお考へと、今後の我思うことをお聞かせいただけたらなというふうに思つております。

私は、本当に何度もこの質問の中でも繰り返してしまつたんですけども、やはり本制度は我が国のGDPを押し上げる、そして地域を活性化している本当に肝になる、まるで最後のとりでのよう、この制度で頑張つていかなければ我が国はもう駄目なんだというようなくらいの勢いで出していただきたいものであるというふうに思つております。

おととい、参議院のこの委員会で皆さんとともに非常に元気な、平成二十八年度の地域中核企業創出・支援事業で採択された企業一社にお伺いをさせていただきました。社長の発想も非常にユニークで、地域の企業とともに発展していきたい、そしてナンバーワンでありオンラインであります。りたいという思いと、従業員さんたちが皆さんきらきら目を輝かせながら案内をしてくれるあるいは話をしてくれるというようなことが非常に印象的でした。

他方で、中小企業政策というものは、これまで本当に様々なニーズに応じて中小企業庁さんあるいは経済産業省さんが広げていただきたいということは深く理解をしております。ただ、結果、先般の視察にお伺いした企業も、今、TAMA協会というところに非常に支援してもらつていますところに支援してもらつたような支援を大きく広げていただきたいものではないかなというふうにも思いました。

本当にそのファンドがあつて初めて、じゃ、その事業を始めようというふうに思つてくれたならば本当に様々なニーズに応じて中小企業庁さんあるいは経済産業省さんが広げていただきたいということは深く理解をしております。ただ、結果、先般の視察にお伺いした企業も、今、TAMA協会というところに非常に支援してもらつていますところに支援してもらつたような支援を大きく広げていただきたいものではないかなというふうにも思いました。

しかし一方で、ある会社が、年商百億円近いんですけれども、この事業でもらつた部分は二千五百万円であります。このことで、この事業のいたいたお金、今使わせてもらつてあるお金というものはすぐに入税金とかそういう部分でお返しができるだろうというお話があつたんですが、であるならば、本当に企

本当に海外とのパイプも太く、そして様々な施策について、将来でありますとか、広い、面的にも時間的にも俯瞰して見ていただきながら、先進的なお考えでもって、そして実行力を持っていろんなものを進めていただいているということで、本当に尊敬申し上げておりますけれども、世耕大臣に、この我が国の地方の活性化、あるいは中小企業や小規模事業者の発展の道筋というものについてどのようにお考えでいらっしゃるのか、お聞かせ願えればと思います。

○国務大臣(世耕弘成君) 今のお質問、随分いろいろなことがてんこ盛りになつていてなかなか答えにくいんですが、この法律との関係ということで整理しますと、やはり地方の中小企業を活性化していくには二面の取組が必要だと思つています。まず一つは、個別のやはり中小企業を支援をして生産性を上げていく、付加価値を高めていくというアプローチ。もう一つは、今回、地域経済牽引事業という呼び方になつていますけれども、一つの中には複数の企業が入つていて、この両方をしっかりとやっていかなければいけない。

個別の応援に関しては、去年の七月に施行されました中小企業等経営強化法、これをしっかりと活用していくことが重要だと思います。

計画、これが認定されれば、サービス産業であつても固定資産税の軽減措置が受けられるという、これは画期的な取組であります。去年の七月から今年の四月末までの十ヵ月で、もう既にこれ、所管省庁を超えて二万件の認定が行われているところであります。だから、まずこれを個別の企業に對してはしっかりと使っていく。

そして、面的には、今回のこの地域未来投資促進法案をしっかりと使つて、これは、今度は逆に、

地方創生推進交付金ですかあるいはまた設備投資減税がサービス産業でも使えるという形になつてきますので、地域経済牽引事業に対しても、といった施策を規制緩和とも併せて集中的に投入をしていくということをやつてきたいというふう

に思ひます。これらの施策がほかにもいっぱいあります。いっぱいあつて分かりにくいうのは、これ、我々もよく反省をしなければいけないというところでありまして、これは経産省だけじゃなくて、中小企業というのは、建設業でいえば国土交通省、運輸業もそうですね、あるいは生活衛生だと厚労省とかいろいろあるわけでありますから、省政府を超えて各地方がもうちょっと現場を歩いてしっかり説明をしていくことが非常に重要なだといふうに思つております。

最終的に、私はやっぱり地方の中小企業の開業率をもつと上げていきたい。後継者がいないから泣く泣く廃業、これはよくないですからしっかりと支援していかなければいけないと思いますが、もう駄目だという分野に関しては、そこにしがみついているのではなく、例えば今回の地域経済牽引事業を見て、こういう分野でこの地域は進んでいくのか、であればその裾野であるこの分野にチャレンジをしようというような取組をしっかりと進め、前向きな開業率というのをしっかりと進めていく姿に持つていただきたい。日本は、残念ながらまだ開業率、廃業率ともOECD諸国に比べて非常に低いレベルにある。その中には、なかなか未来の展望が持てなくて、今の仕事にもう少し希望が持てない、そういう人たちに、こっちでやるともっといいますよというような、そういうことをできるようを持つていければなというふうに思つております。

その辺のまずは大臣の見解を伺うとともに、またあわせて、今回、新法ではなくて改正法で提出されたこの理由についても伺いたいと思います。

○国務大臣(世耕弘成君) 現行の企業立地促進法は、今御指摘のとおり、やはり産業集積というところに視点を置いていた法律だというふうに思つています。産業集積という面では一定の効果がありました。既に累計で五千七百件以上の事業計画が承認をされていましたし、特に地域の雇用ですとか企業誘致といった面では一定の効果があつたんだろうというふうに思います。

ただ、どうしても産業集積ということに目線を置いていましたので、地域経済への波及効果とか

地域経済への付加価値の広がり、こういったところが少しおかれていたんだどうということで、今回は

そこで着目をして、新たに地域経済自体を盛り上げていくという事業というところに着目をして、

○吉川ゆうみ君 準みません、てんこ盛りでしたのにありがとうございました。民進党・新風会の平山佐知子でございます。

終わります。ありがとうございます。民進党・新風会の平山佐知子でございます。

そして、面的には、今回のこの地域未来投資促進法案をしっかりと使つて、これは、今度は逆に、

地方創生推進交付金ですかあるいはまた設備投資減税がサービス産業でも使えるという形になつてきますので、地域経済牽引事業に対しても、

といった施策を規制緩和とも併せて集中的に投入をしていくということをやつてきたいというふう

に思ひます。その後の検討を含めて、御所見をお伺いしたい

○国務大臣(世耕弘成君) これは、衆議院の経産委員会で御党の篠原議員から御質問を受けました。このとき、私の隣の衆議院の大串政務官が本

当に木暮の答弁を渡されてそれを読んで、私は、幾ら野党の御指摘であつても、いい御指摘は

しっかり受け止めたいと思っていまして、これだけ予算を使って工農団地などを整備してきて

いたけれども、日本にいながら世界一を目指すという突破力とか行動力、驚きましたし、それからまた、地域を牽引していくんだというその力強さとかそういうものを感じて、大変頼もしく、興味深く現場をしっかりと見させていただきました。その視察も踏まえて、今日は地域未来投資促進法案について質問をさせていただきたいと思います。

今回の法案は、平成二十八年十一月の産業構造審議会地域経済産業分科会の報告書におきまして、現行の企業立地促進法では、企業立地や産業集積には一定程度寄与したとされている一方で、地域経済への波及効果が十分ではなかったという点、それから支援措置の対象が製造業を中心であつたという、この二つの課題等があると指摘されて改正案の提出に至つたと理解しております。

現行の企業立地促進法ですが、産業の集積を図つて効率よく開発それから企業立地を促すものであると思います。一方で、今回の地域未来投資促進法案ですが、地域経済を牽引する事業を促進するということで、現行法とは全く違う目的のようにも思えます。

その辺のまずは大臣の見解を伺うとともに、またあわせて、今回、新法ではなくて改正法で提出されたこの理由についても伺いたいと思います。

○国務大臣(世耕弘成君) 現行の企業立地促進法は、今御指摘のとおり、やはり産業集積というところに視点を置いていた法律だというふうに思つています。産業集積という面では一定の効果があつました。既に累計で五千七百件以上の事業計画

が承認をされていますし、特に地域の雇用ですとか企業誘致といった面では一定の効果があつたんだろうというふうに思います。

○平山佐知子君 その後の検討を含めて、御所見をお伺いしたい

○国務大臣(世耕弘成君) これは、衆議院の経産委員会で御党の篠原議員から御質問を受けました。このとき、私の隣の衆議院の大串政務官が本

当に木暮の答弁を渡されてそれを読んで、私は、幾ら野党の御指摘であつても、いい御指摘は

しっかり受け止めたいと思っていまして、これだけ予算を使って工農団地などを整備してきて

て、その幾つかが、どれぐらいが遊休地になつているかとか、そういうのを把握するのはちゃんとやれてくれるわざですから、それをやつてないというのは、私はよくないと思いましたので、野党の御質問ではありましたけれども、いや、これはもう積極的にデータちゃんと集めますということを申し上げて、すぐその日のうちに指示を出して、今やらせているところであります。

分かってきていたところもありまして、この企業立地関係の法律に基づいて、経産省所管の中小企業基盤整備機構が造成した団地は全国に二百件あります。全体の分譲面積が六千六百三十三ヘクタール。そのうち、まだ分譲されていないところは四百九十六ヘクタールとなりまして、分譲面積全体の八%程度がいまだ分譲されていない土地と比べて、一旦立地したんだけれども、その後それが出て、いつてしまつて遊休化をしたという用地については、これはまだ把握ができないといふ状況でありますので、これも今私が指示をして、分譲後の利用実態も含めた調査をするようにして、分譲後のことあります。

今回御議論いただいているこの法律が施行されるまでには何とか二百団地における遊休地の実態を把握をして、そしてその情報を自治体やあるいは立地を考えている企業に提供できるようにしていかたいというふうに思っています。

企業団地というのは、まだこれだけではないんですね。いろんな仕組みがありまして、中小企業基礎機構が造成した団地以外の産業用地、これは、経産省で工場立地法に基づく工場適地調査などの実施によってその動向の把握に努めてきているところであります。

工場適地調査では、毎年三ヘクタール以上の全国の工場適地を調査、公表しています。これは、開発したとかしないじやなくして、例えばインター、エンジンのそばにこれだけ空き地がありますよか、ここ使えるんじゃないかなみたいなことも全部含めて押さえていまして、平成二十七年度の調査

結果によつては、全国の適地面積は約六万一千ヘクタール、そしてこのうち立地未決定面積が二万三千ヘクタール。これは、だから造成したわけではありませんので、こういうところがいいんじやないかというところを全部足したら六万一千ヘクタールが適地で、そのうち使われていないところが二万三千ヘクタールということになります。

また、日本立地センターというのがありますから、ここが産業用地ガイドというのを出しています。ここは自治体がやつてある分譲中の用地の情報提供をやっていまして、これが平成二十八年の調査結果によりますと、全体計画面積は六万八千ヘクタール、うち分譲可能面積が一万二千ヘクタールといふことになつてあるわけです。

これ、何か調査がばらばらで非常に分かりにくいで、今後、遊休産業用地の活用の必要性調査項目などを見直して、中規模以下の未分譲地ですか遊休地を調査対象に加えることも検討していきたいといふふうに思いますが、これらの調査結果については、地域未来投資促進法の施行に向けて設置するホームページのサイトにおいて、自治体や企業に對して分かりやすい形で、一元化して、分譲後のことあります。

このように、野党の先生方と建設的で前向きな質疑を是非今後もさせていただければといふふうに思っています。

○平山佐知子君 ありがとうございます。

建設的な前向きなお答え、そして素早い真摯な対応、本当に感謝を申し上げたいと思いますし、様々な情報を今私伺つて、勉強になりました。

そういうことも踏まえてですけれども、私の地元の静岡県を振り返つてみても、例えば工業団地、歯抜けになつて遊休地になつてたり、あと工場跡地になつていてたりとか、また、この前の決算委員会でも御指摘させていただきましたけれども、市中心街地の商店街とかも空き店舗になつてたりシャッター通り化されていたりとか、そう

いう空いているところがたくさん目立ちますので、工場跡地等含めて、市中心街地の空き店舗になつているところとかそういうところも含めて、そのうち使われていないところが二万三千ヘクタールといふことになります。

また、日本立地センターといふのがありますから、ここが産業用地ガイドというのを出しています。ここは自治体がやつてある分譲中の用地の情報提供をやっていまして、これが平成二十八年の調査結果によりますと、全体計画面積は六万八千ヘクタールといふことになつてあるわけです。

これ、何か調査がばらばらで非常に分かりにくいで、今後、遊休産業用地の活用の必要性調査項目などを見直して、中規模以下の未分譲地ですか遊休地を調査対象に加えることも検討していきたいといふふうに思いますが、これらの調査結果については、地域未来投資促進法の施行に向けて設置するホームページのサイトにおいて、自治体や企業に對して分かりやすい形で、一元化して、分譲後のことあります。

このように、野党の先生方と建設的で前向きな質疑を是非今後もさせていただければといふふうに思っています。

○副大臣(松村祥史君) まず、遊休地の利用について、先ほど大臣からも御答弁ありましたとおり、的確な御指示が出たところでござります。

委員御指摘のとおり、やはり工場跡地であったり空き店舗などの遊休地を活用していくことは、これはもう重要であると私どもも考えております。実は、経済産業省も毎年工場立地動向調査を行つております。これは、三ヘクタール以上といふことで、比較的中規模な工場になるわけですが、これもやつておりますけれども、これも空き店舗率といふのは、減少はしております。ただ、一定程度の空き店舗が引き続き存在もしております。

それと、加えて申し上げるとすれば、二〇〇四年の頃、大体百二十万社ほどの小売業がいらっしゃいましたが、既に十年ほどで二十一万社ほど減つておりますので、こういった細かな部分も見ていかなければ、一概に空き店舗率が少なくなるたといふことは言えないとも思つております。

こんな中で、市中心街地の空き店舗につきましては、市中心街地活性化法、これに基づきまして認定を行うことでいろんな面的支援をしてまいりました。加えて、この中活法は非常にハードルが高いといふ方々もいらっしゃって、なかなか認定を受けられない方がいる。じゃ、そこにもう少しプレークダウンした施設が必要ではないかというふうに改めて思いましたので、しっかりとお願いをしたいなというふうに思いますし、重ねてなりますけれども、この法案が施行された後も、その遊休地の活用がしっかりと実行されていくかどうかというのをしっかりと検証をしていただきまして、また把握した後、もし活用がされてい

う空いているところがたくさん目立ちますので、工場跡地等含めて、市中心街地の空き店舗になつているところとかそういうところも含めて、そのうち使われていないところが二万三千ヘクタールといふことになります。

また、日本立地センターといふのがありますから、ここが産業用地ガイドというのを出しています。ここは自治体がやつてある分譲中の用地の情報提供をやっていまして、これが平成二十八年の調査結果によりますと、全体計画面積は六万八千ヘクタールといふことになつてあるわけです。

これ、何か調査がばらばらで非常に分かりにくいで、今後、遊休産業用地の活用の必要性調査項目などを見直して、中規模以下の未分譲地ですか遊休地を調査対象に加えることも検討していきたいといふふうに思いますが、これらの調査結果については、地域未来投資促進法の施行に向けて設置するホームページのサイトにおいて、自治体や企業に對して分かりやすい形で、一元化して、分譲後のことあります。

このように、野党の先生方と建設的で前向きな質疑を是非今後もさせていただければといふふうに思っています。

○副大臣(松村祥史君) まず、遊休地の利用について、先ほど大臣からも御答弁ありましたとおり、的確な御指示が出たところでござります。

委員御指摘のとおり、やはり工場跡地であったり空き店舗などの遊休地を活用していくことは、これはもう重要であると私どもも考えております。実は、経済産業省も毎年工場立地動向調査を行つております。これは、三ヘクタール以上といふことで、比較的中規模な工場になるわけですが、これもやつておりますけれども、これも空き店舗率といふのは、減少はしております。ただ、一定程度の空き店舗が引き続き存在もしております。

それと、加えて申し上げるとすれば、二〇〇四年の頃、大体百二十万社ほどの小売業がいらっしゃいましたが、既に十年ほどで二十一万社ほど減つておりますので、こういった細かな部分も見ていかなければ、一概に空き店舗率が少なくなるたといふことは言えないとも思つております。

こんな中で、市中心街地の空き店舗につきましては、市中心街地活性化法、これに基づきまして認定を行うことでいろんな面的支援をしてまいりました。加えて、この中活法は非常にハードルが高いといふ方々もいらっしゃって、なかなか認定を受けられない方がいる。じゃ、そこにもう少しプレークダウンした施設が必要ではないかというふうに改めて思いましたので、しっかりとお願いをしたいなというふうに思いますし、重ねてなりますけれども、この法案が施行された後も、その遊休地の活用がしっかりと実行されていくかどうかというのをしっかりと検証をしていただきまして、また把握した後、もし活用がされてい

ないと、うとうときには更に進めていくことをお願いしたいと思いますけれども、重ねてお答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(鍛治克彦君) 遊休地利用の点でござりますけれども、この法律では、国が策定する基本方針で土地の利用の調整の仕組みというものを導入いたしまして、遊休地の活用を図ることとしております。それを基本方針の中でも明確化したいというのがまず一点でございます。

具体的には、基本計画を作成する都道府県、市町村、それから個別の土地の利用に関しましては市町村が土地利用調整計画というのを別途作りますが、これらの計画を自治体レベルで作っていく際に、遊休地を把握し活用を促進する必要があると、この旨をしつかり基本方針に明記をさせていただきたいと考えております。私ども国は、自治体が策定する基本計画をチェックするのが法律上の仕組みでございますので、そのチェックのところで担保していくかと思います。

それから、二番目でございますが、繰り返しの御答弁になりますけれども、大臣の指示に基づきまして、工場適地調査の調査項目の見直し、あるいは中規模以下の未分譲地や遊休地を調査対象に加えることをしっかりと検討いたしまして、これを一覧性の高い、分かりやすいホームページ情報等で自治体の皆様、事業者の皆様に提供してまいりたいと考えてございます。

立地動向調査につきましても、跡地の立地状況につきましてしっかりと見ていくとか、こういう運用をすることによりまして、仮に、今委員御指摘のように、遊休地の利用が思わしくないというような例えれば地域とかが見付かたりした場合には、そこに対応して必要な指導をしてまいりたいと考えております。

○平山佐知子君 ありがとうございました。

また、先日、我が党の党内部会においても、あと衆議院での質疑でも議論になつた部分でございますけれども、今回の法案でいわゆる農振地域へ工業が進出してくるといったことを危惧する声が

これ結構たくさんございました。

農振地域は農振地域として守るといった歯止め、どのように担保されているのか、また、今回の法案は農業の六次産業化をバックアップするといった意味合いもあるよううに思いますけれども、それを基本方針の中でも明確化したいというのがまず一点でございます。

具体的には、制度的な仕組みを既に法律の案文の中に盛り込ませていただいております。

○政府参考人(鍛治克彦君) 本法案におきましては、まず農水省とも事前によく協議をいたしまして、制度的な仕組みを既に法律の案文の中に盛り込ませていただいております。

具体的には、先ほどの御説明と若干かぶりますが、基本方針の中でも、農業の効率的な利用、こ

れに支障が生じないようになります。また、その基本方針で、都道府県、市町村が作る基本計画、この基本計画が私どもの基本方針としつかり適合しているかということについて経産大臣、農水大臣の同意という仕組みが入ってござります。また、個々の自治体の中では、さらに土地利用調整計画というのを市町村にお作りいただきまして、この中で具体的な土地利用の調整をし

ています。また、個々の自治体の中では、さらには県レベルでチェックをしていただくという二重のチェックシステムを入れております。

また、法律の文言いたしましても、農業地域振興整備計画との調和を保つべきである、保たなければならないということをしつかり明記をしてございまして、すなわち、基本計画とかをお作りになる段階で、それぞれの御地元がお持ちの農業振興地域整備計画との調和を保つものを作つてくださいというのを法律の条文としても明記しておりますので、こういった法律上の様々な仕掛けによりまして優良農地の確保は基本的には図られるかと考えております。

もう一つの委員の御質問でございますが、農水

省との連携、まさに今回の法案は、これまでの製造業を中心とした企業立地法のターゲットを非製造業分野、あるいは第一次産業の農林水産業関連、これをしつかりターゲットに入れていくこというのが今回の目的でございます。私ども、個別の事例、候補を拝見しておりまして、地域地域の

民間企業、中核企業が農協と連携いたしましてアジア・マーケットに販売を掛けていく、こういう地域商社をつくっておられるケースでありますとか、あるいは地域で取れた非常に鮮度のいい、おいしい野菜とかお魚をコールドチェーンをつかりつくつて、空輸あるいは海路を使ってやはり周辺国に出していくよなかなり戦略的な設備投資の試みでございますとか、あるいはITの技術を使いまして農産品の生産環境を制御して安定的な年間を通じて生産を模索されるベンチャー企業でございますとか、非常に農業と親和性の高い様々な地域の取組を既に私ども幾つも事例を聞かせていただいておりまして、これは、まさに農水省さんの様々な支援措置とも連携しながら、私ども経産省としても取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○平山佐知子君 しつかり連携を取つていらっしゃるということで、分かりました。

ただ、優良農地の十分な確保というのは非常に大切な部分でございますし、衆議院において、優良な農地が十分に確保できないと認めるときは所要の措置を講じるものとするという規定を追加する修正がされています。

政府として、この優良な農地が十分に確保できないというのはどのような状況が想定されているのか、また、十分に確保できないと認める場合はどういうような措置を講ずることが想定されるのか、詳しく述べたいと思います。

○政府参考人(鍛治克彦君) 今委員御指摘の修正案が衆議院の方で御提案をいただき、修正の議決をいただいたところでございます。

この内容でございますけれども、優良な農地の確保ということであります。これはまさに農政の

基本でございますけれども、国内の農業生産の大を図り、国民に対する食料の安定供給の確保に資するという農地法の大きな趣旨がございまして、この農地法の趣旨を踏まえつつ、政府として総合的に評価させていたくことではないかと私どもも認識しているところでございます。

したがいまして、これはまさに農政の基本でございますので、農水省とも連携をいたしまして、先ほど申し上げた法律上の枠組みとして様々なことを入れてございますけれども、とりわけ優良農地の確保というものをしつかり基本方針で明記をさせていただきます。

その上でございますけれども、政府といたしまして、仮に委員が御指摘のような優良農地が十分に確保できない状況が、これまで生じないように対応していくことが極めて重要でございます。まして、まずそういうのが極めて重要でございます。そこで、先ほどの委員の御指摘のところを入めてございますけれども、とりわけ優良農地の確保というものをしつかり基本方針で明記をさせていただきます。

その上でございますけれども、政府といたしまして、仮に委員が御指摘のような優良農地が十分に確保できない状況が、これまで生じないように対応していくことが極めて重要でございます。まして、まずそういうのが極めて重要でございます。そこで、先ほどの委員の御指摘のところを入めてございますけれども、とりわけ優良農地の確保というものをしつかり基本方針で明記をさせていただきます。

この措置が必要となつた場合には、土地利用調整の、今申し上げたかなり法律に基づくきめ細かい運用手続がございますので、この手続をしつかり見直していく、改善していくということではないかと思つております。

○平山佐知子君 是非、きめ細やかな対応をお願いをしたいと思います。

視点を変えまして、現在、経産省を始め政府では、特区制度それから地域再生制度など、今回の法案以外にも様々な地方創生の制度があるかと思います。例えば、私がぱっと思い浮かんだのが、地元静岡県、まさに岩井理事の御地元でもあると思いますが、県の東部の地域を中心、医療健康産業の集積を目指すファルマバレー事業を行つてまいりましたけれども、これまでに、内閣

府のふじのくに先端医療総合特区ですか、文科省の地域イノベーション戦略支援プログラムなど、この国の支援を受け、三十を超える新規企業が参入を果たしたり、あと、八十を超える製品がそこから生み出されています。そつしたことから、地元のことで恐縮ですが、静岡県の医薬品、医療機器の合計生産金額は六年連続で全国一位、特に医療機器については、二位の二倍近く、断トツの一一位になるなど着実に成果を上げているところでございます。

このように、今回の法案がなくとも、ほかのこれまでの制度をこれまでも利用しながら実績を上げている地域というのは実際にあるわけございます。

その制度を充実させていくだけで、何も新しい制度をつくらなくても十分だという御意見もあるのも実際でございます。

経産省として、今までの国の中には、先ほども吉川委員からもありましたけれど、本法案でなければいけない、できない、目新しく、かつ効果が大きい支援措置何か、教えていただきたいと思います。

○政府参考人(鈴治克彦君) これまで大臣等が御答弁申し上げたところによりますけれども、まず最大のポイントは、製造業のみならず、サービス業あるいは今御質問ありました農林水産業関係などの成長分野を促すために幅広く支援措置を拡充したことなどがございました。

具体的に申し上げますと、財政面あるいは設備投資といつたものの支援に関しましては、今回、非製造業分野も含めました設備投資減税というのを復活あるいは新たに設けさせていただきましたことに加えまして、地方自治体が行う地方税を活用した減税支援措置に対しましては、國の方から

元のことで恐縮ですが、静岡県の医薬品、医療機器の合計生産金額は六年連続で全国一位、特に医療機器については、二位の二倍近く、断トツの一一位になるなど着実に成果を上げているところでございます。

このように、今回の法案がなくとも、ほかのこれまでの制度をこれまでも利用しながら実績を上げている地域というのは実際にあるわけございます。

その制度を充実させていくだけで、何も新しい制度をつくらなくても十分だという御意見もあるのも実際でございます。

経産省として、今までの国の中には、先ほども吉川委員からもありましたけれど、本法案でなければいけない、できない、目新しく、かつ効果が大きい支援措置何か、教えていただきたいと思います。

○政府参考人(鈴治克彦君) これまで大臣等が御答弁申し上げたことによりますけれども、まず最大のポイントは、製造業のみならず、

サービス業あるいは今御質問ありました農林水産業関係などの成長分野を促すために幅広く支援措置を拡充したことなどがございました。

具体的に申し上げますと、財政面あるいは設備投資といつたものの支援に関しましては、今回、非製造業分野も含めました設備投資減税というのを復活あるいは新たに設けさせていただきましたことに加えまして、地方自治体が行う地方税を活用した減税支援措置に対しましては、國の方から

度、それから、先ほども御説明申し上げました地方創生交付金と連携して設備投資などを応援する、こういった資金面の支援のパッケージが一つでございます。

それから、これから新しいブランド戦略等を考えましたときに、地域の団体商標の有効活用あるいは特許権の活用などが大事でございます。

こういった面での地域団体商標の適用範囲の拡大でございますとか特許料の減免措置などを新たに講じております。

それから、面的な点、土地利用の有効活用策といたしまして、先ほど御質問がありました農地転用許可でございますとか市街化調整区域の開発許可に対する配慮規定の創設がございます。

それから、規制改革面に関しましては、事業環境を自治体が様々に整備されることに対して、事業者の方からの提案制度というものを新たに設けさせていただきまつたり、あるいは補助金適正化法の対象となつております財産処分割限に関する手続の簡素化、こういったものを盛り込ませていただいております。

今申し上げましたような様々な法律上の支援措置を業種を問わずパッケージでワンストップで使えていよいよなっています。これが一つの最大の特徴でございます。

○平山佐知子君 ありがとうございます。

ただ、やっぱりまだはつきりしないという部分もありまして、今回の法案と特区制度や地域再生制度など、そのほかにも地域創生に関係ある制度

たくさんあつて、使う側から見ると、何が違うのか分らないとか、それどころの窓口に相談していいのか分からないというのもやっぱり多々あります。

先日視察に行つた企業さんでは、様々な制度をたくさん利用して、うまく利用してどんどんどん

どんステップアップしているという本当に成功例でございましたけれども、一方で、そういうふうに使いこなせる企業ばかりではないというのが実情だと思います。

使う側の観点から、やっぱり制度の整理統合をしていく必要というのもあるのではないかと、いうふうに思いますが、その点についていかがでしょ。うか。また、今回の法案とこれら地方創生関係の制度との連携をどのように取つていくと考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○副大臣(松村祥史君) まず、お答えする前に、先ほど私、工場立地動向調査は三ヘクタール以上と申し上げたんです。これは千平方メートルの間違いでございました。三ヘクタール以上の調査というのは工場適地調査ということでございまして、その手続の簡素化、こういったものを盛り込ませていただいております。

今申し上げましたような法律上の支援措置を業種を問わずパッケージでワンストップで使えていよいよなっています。これが一つの最大の特徴でございます。

その上でお答え申し上げさせていただくと、まず、地方創生につきましては、これは先生も御承知の通り、まち・ひと・しごと創生法に基づきまして、町づくり、人づくり、仕事づくりを総合的に支援をしていく取組でございます。この中で、例えば特区法につきましては、全国レベルの

先駆的なモデルの構築や他地域への横展開などを促すといいますか応援していく。地域の中堅・中核企業はやはり認知度が低いというのが非常に一つのポイント、ハードルとしてあるかと思いま

す。そういう方々の認知度向上のきっかけにもこの法律がなることを期待している次第でございます。

ただ、やっぱりまだはつきりしないという部分もあります。

これらに対しても、今回提出いたしております地

たくさん利用して、うまい利用してどんどんどんどんステップアップしているという本当に成功例でございましたけれども、一方で、そういうふうに使いこなせる企業ばかりではないというのが実情だと思います。

先日視察に行つた企業さんでは、様々な制度をたくさん利用して、うまく利用してどんどんどん

どんステップアップしているという本当に成功例でございましたけれども、一方で、そういうふうに使いこなせる企業ばかりではないというのが実情だと思います。

いまして、自治体の皆様方には、まず何がやりたいんでしようかと逆にお尋ねをいたします。したがって、そのお答えで、こういうものを使えますといふようなお話をしてくれるんですが、少し丁寧に申上げたんです。これは千平方メートルの間違いでございました。三ヘクタール以上の調査というのは工場適地調査ということでございましたので、まずは訂正をさせていただきたいと思っております。

これらの制度がどんな連携を取つていくのかと、いうことでござりますけれども、これにつきましては、本法案の第三十一条におきまして関連する施策との連携について措置をしたところでござります。その一環として、予算では内閣府と連携をして地方創生推進交付金を活用できる仕組みにいたしまして、地域経済牽引事業者を重点的に支援ができるようになつたところでございます。

引き続き他省庁とも連携をしてまいりたいと、このように考えております。

○平山佐知子君 地域の特性を生かした産業のバッカアップでその地域ならではの町づくりを推進していくというのは大変なことだと思います。それで、やつぱり基幹産業があるところとか、言つてみれば今成功しているところを更に支援することになつてしまつて、逆に今厳しいというところとの差です。よね、地域間格差、これがますます広がつてしまふんじゃないかというやや心配面もございます。

今回の法案では地方の減収補填措置も引き続き講じられるようですねけれども、これに限らず稼ぐ力、これが特に弱い地域を引き上げるための支援策、これを講じる必要があるのではないかという

からかならないとか、それどころの窓口に相談していいのか分からないというのもやつぱり多々あります。

私は、私もこの御質問をよく受けます。したがいまして、自治体の皆様方には、まず何がやりたいんでしようかと逆にお尋ねをいたします。した

がつて、そのお答えで、こういうものを使えますといふようなお話をしてくれるんですが、少し丁寧な説明が必要ということは、これは私も理解をしております。

いまして、自治体の皆様方には、まず何がやりたいんでしようかと逆にお尋ねをいたします。したがって、そのお答えで、こういうものを使えますといふようなお話をしてくれるんですが、少し丁寧に申上げたんです。これは千平方メートルの間違いでございました。三ヘクタール以上の調査というのは工場適地調査ということでございましたので、まずは訂正をさせていただきたいと思っております。

これらの制度がどんな連携を取つていくのかと、いうことでござりますけれども、これにつきましては、本法案の第三十一条におきまして関連する施策との連携について措置をしたところでござります。その一環として、予算では内閣府と連携をして地方創生推進交付金を活用できる仕組みにいたしまして、地域経済牽引事業者を重点的に支援ができるようになつたところでございます。

引き続き他省庁とも連携をしてまいりたいと、このように考えております。

○平山佐知子君 地域の特性を生かした産業のバッカアップでその地域ならではの町づくりを推進していくというのは大変なことだと思います。それで、やつぱり基幹産業があるところとか、言つてみれば今成功しているところを更に支援することになつてしまつて、逆に今厳しいというところとの差です。よね、地域間格差、これがますます広がつてしまふんじゃないかというやや心配面もございます。

今回の法案では地方の減収補填措置も引き続き

からかならないとか、それどころの窓口に相談していいのか分からないというのもやつぱり多々あります。

私は、私もこの御質問をよく受けます。したがいまして、自治体の皆様方には、まず何がやりたいんでしようかと逆にお尋ねをいたします。した

がつて、そのお答えで、こういうものを使えますといふようなお話をしてくれるんですが、少し丁寧な説明が必要ということは、これは私も理解をしております。

いまして、自治体の皆様方には、まず何がやりたいんでしようかと逆にお尋ねをいたします。したがって、そのお答えで、こういうものを使えますといふようなお話をしてくれるんですが、少し丁寧に申上げたんです。これは千平方メートルの間違いでございました。三ヘクタール以上の調査というのは工場適地調査ということでございましたので、まずは訂正をさせていただきたいと思っております。

これらの制度がどんな連携を取つていくのかと、いうことでござりますけれども、これにつきましては、本法案の第三十一条におきまして関連する施策との連携について措置をしたところでござります。その一環として、予算では内閣府と連携をして地方創生推進交付金を活用できる仕組みにいたしまして、地域経済牽引事業者を重点的に支援ができるようになつたところでございます。

引き続き他省庁とも連携をしてまいりたいと、このように考えております。

○平山佐知子君 地域の特性を生かした産業のバッカアップでその地域ならではの町づくりを推進していくというのは大変なことだと思います。それで、やつぱり基幹産業があるところとか、言つてみれば今成功しているところを更に支援することになつてしまつて、逆に今厳しいというところとの差です。よね、地域間格差、これがますます広がつてしまふんじゃないかというやや心配面もございます。

今回の法案では地方の減収補填措置も引き続き

からかならないとか、それどころの窓口に相談していいのか分からないというのもやつぱり多々あります。

私は、私もこの御質問をよく受けます。したがいまして、自治体の皆様方には、まず何がやりたいんでしようかと逆にお尋ねをいたします。した

がつて、そのお答えで、こういうものを使えますといふようなお話をしてくれるんですが、少し丁寧な説明が必要ということは、これは私も理解をしております。

いまして、自治体の皆様方には、まず何がやりたいんでしようかと逆にお尋ねをいたします。したがって、そのお答えで、こういうものを使えますといふようなお話をしてくれるんですが、少し丁寧に申上げたんです。これは千平方メートルの間違いでございました。三ヘクタール以上の調査というのは工場適地調査ということでございましたので、まずは訂正をさせていただきたいと思っております。

これらの制度がどんな連携を取つていくのかと、いうことでござりますけれども、これにつきましては、本法案の第三十一条におきまして関連する施策との連携について措置をしたところでござります。その一環として、予算では内閣府と連携をして地方創生推進交付金を活用できる仕組みにいたしまして、地域経済牽引事業者を重点的に支援ができるようになつたところでございます。

引き続き他省庁とも連携をしてまいりたいと、このように考えております。

○平山佐知子君 地域の特性を生かした産業のバッカアップでその地域ならではの町づくりを推進していくというのは大変なことだと思います。それで、やつぱり基幹産業があるところとか、言つてみれば今成功しているところを更に支援することになつてしまつて、逆に今厳しいというところとの差です。よね、地域間格差、これがますます広がつてしまふんじゃないかというやや心配面もございます。

今回の法案では地方の減収補填措置も引き続き

ふうに考えるんですが、大臣、どうでしようか。

○国務大臣(世耕弘成君) 必ずしも、地域の成長の芽というのは基幹産業があるかないかと直結しているわけではないと。逆に、企業城下町のようになっていると、その一番トップにいる大きな工場が縮小されたりすると途端に地域経済は駄目になってしまうという、そういう脆弱性も抱えているという面もあるわけですね。

ですから、基幹産業のあるなしにかかわらず、やはり成長の芽を各地域でしっかりと自ら意思を持つて見付けていくことが非常に重要なただろうというふうに思つていて、そしてそれに対して国がしっかりとサポートする。特に、この法律では八条に国の情報提供の努力義務というのが定められておりますので、そこでいろんな情報を市町村に提供して、自治体がちゃんと気付けるようにしていきたいと思っています。

大きく二つありますて、一つはやはりRESA Sを使って地元地域にどういうものがあるかといふことを分析をしていてもらう、あるいは我々の方で地域中核企業候補二千社というのをこれから公表していくと思います。これは、例えば帝国データバンクのデータなんかを使って、地域の中でもみんな余り気付いていないんだけどすごくやっぱり地域の中での取引関係が大きい企業とか、あるいは、そういう数字には出てこないんだけどどちらと輝いているような新しいチャレンジを始めているような企業というのを経産省の方で、これ決してお仕着せではなくて、気付きのお手伝いをするために二千社ほど候補を挙げていきたい。

そんな中から、例えば今基幹産業はないんだけどもやつぱり観光でやつていうとか、あるいはよくよく調べてみたらみんなばらばらでやつていたけれども、実は航空機の部品、うちの町つてすごくたくさん作っているからそれを連携させて集積していこうとか、そういう気付きが各自治体持つてもらつて、地域経済の牽引事業というのが出てくればいいなどいうふうに考えておりま

す。

○平山佐知子君 今大臣がおっしゃつてくださつたようなコーディネートをしていくとか、今弱い地域もはらばらでやつてあるところも気付かせてというお話をありましたけれども、まさに私もそういうようなことを考えておりまして、国全体をやつぱり俯瞰できるプロデューサーのような方の人づくりというのも重要なポイントじゃないかなどいうふうに思つています。

私は、以前いろんな企業さん、取材をさせてもらったときに、例えばしばらく、やる気のある企業があつて、技術者がいて、オンラインの商品を作り出したんだけれども、結局販路が、どこにどういうふうに売り出せばいいのか分からぬということで、結局そのオンラインの商品も衰退してしまったということをございましたし、そういう企業もたくさんあるように思いました。

先日の視察では、TAMA協会がそういうコーディネートの役割も果たしているというお話を伺いましたけれども、例えばもつと広い目標で全国体を外から俯瞰をして、あなたの地域はこういうのが向いているんじゃないですかとか、まだまだ気付いていないところに、外から見てこういうところを今国では先を見越してやつてあるんですけどもどうですかというアドバイスをしたりマッチングをしたり、戦略的に全体的にプロデュースをしていくと、大変かなというふうに考えておりますけれども、その辺りも含めて、人づくりとか、全体のプロデューサーをつくるという点でお答えいただけたらと思います。

○国務大臣(世耕弘成君) これ、地域の中にいるか外にいるかを問わず、やはり国全体の動向ですとか地域の実情、両方に通じて具体的に事業をプロジェクト化していくような人材というのは非常に重要だというふうに思つてます。

そういう人材を確保するという意味で、経済産業省の地域中核企業創出・支援事業では、各地の

対応策ですか、あるいは政策の動向、国として

こういう支援を考えていますよとか、あるいは支援ノウハウといったものを提供して、地域の支援人材のスキルアップを図つてきているところあります。

また、こういう人がやつぱり集まつていろいろ情報交換をしたり専門性を深めるということも重要なことで、例えば食の海外展開ですとかロボットですか、医療といったテーマを決めて分野別の会議を開催をしたり、あるいは異分野連携を図るという意味で地域ごとの会議みたいなのを開かせていただいております。

また、そういう人材をさらに、候補になるような人を育てるという意味で、e-ラーニングによって提供している地方創生カレッジなんというのもつくっていますし、あるいは市町村に対する地方創生人材支援制度などの取組をやってます。

ただ、これ、言うのは簡単ですけれども、実際我々地域を見ていて、やっぱりその人柄とかリダーシップというのもありますし、またその人を応援する周りの雰囲気とか、あるいは首長さんのやつぱり固い決意とか議会との関係とか、いろんな複雑なファクターがあると思いますが、取りあえずこういうメニューはしっかりとそろえていますので、これをあと市町村でどういうふうに御活用いただかかということに尽きていくというふうに思います。

○平山佐知子君 ありがとうございます。

例えば、グローバル・ネットワーク協議会という組織も設置されていますけれども、やはりビジネスームでこれだけのたくさんそばらしい方をそろえてすばらしいなどいうふうに思つてますが、今おつしやつてくださつたように、その地域地域の、肩書はなくてもその地域のことをよく知つて、これからアドバイスをしていただけるよ

くつていくとも大切じゃないかなというふうに思います。

今日はちょっといろんな質問を用意していましたが、最後にちょっと短くですが、現行法は支援措置が製造業中心であつたというお話をあります。それを本法案はサービス業などの非製造業を含む幅広い事業を対象に支援していくとされてますけれども、具体的に本法案ではどのような政策が効果を發揮をして、非製造業の利用割合をどの程度まで増やせるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(星野岳穂君) 支援の考え方としては、産業集積に着目しておりました現行法の企業立地促進法では全ての業種を支援対象にしておりますけれども、実際の主な支援措置が製造業中心で限定列举されたということに対しまして、本法案では、地域経済を牽引する事業内容に着目をして、業種限定を掛けることなくサービス等の非製造業における牽引事業も支援対象にするとしたものでございまして、具体的には、従来は主として製造業の事業者に限定されておりました課税の特例、これは一旦平成二十五年で廃止されましたけれども、本法案で新しくまた新設をされました。

及び、地方税の減収補填措置、これにつきましては、これによつてサービス業等の事業者も利用でき、これによつてサービス業等の事業者も利用できるよう拡充したものでございまして、また、公共データのインターネット等による公開を自治体による事業環境整備の一部として第四条において措置をいたしております、これによつて、非製造業を含めた、例えば第四次産業革命への対応を促すなど、非製造業への支援パッケージの充実を図つておられます。

この拡充によりまして、現行法では、これまでに承認された約五千七百の事業計画のうち約九割以上が製造業になつておりますけれども、本法案におきまして、この非製造業分野といふものを大幅に増加するということを目指してございま

す。

いずれにしましても、現場に密着した、例えば地域経済産業局等も通じまして、事業者の方々あるいは自治体の取組をきめ細かくサポートすることによってこの法案が広く活用されることを目指してまいりたいと思つております。

○平山佐知子君 ありがとうございます。

ほかにも質問用意していましたけれども、時間が来ましたのでこれで終わりたいと思います。

○浜口誠君 皆さん、大変お疲れさまでございます。民進党・新緑風会の浜口誠でございます。

まず冒頭、文科省の総括審議官にも来ていただいておりますので、少し加計学園の件につきまして触れさせていただきたいと思います。

加計学園の件については、五月十九日、松野大臣の方から、報道各紙が取り上げまといいろいろな文書がございました。官邸の最高レベルが獣医学部の新設について言つていることだと总理の御意向だとか、こういつた文書が本当にあつたのかどうかということについて文科省の中での調査をして、五月十九日、公表されました。

しかし、今回の調査対象、高等教育局長始め七人、たつた七人です。それも基幹職レベルの方、こういつた文書を本来だつたら一般的に言えば書くような立場のない方だけを調査している。さらには、調査したファイルも公用ファイルのみで、個人ファイルに対しては一切調査をされていないと。こういう実態の中で、そのような文書については、このヒアリングを通じてその存在は確認できなかつたということが、五月十九日、公表されました。しかし、昨日から今日にかけて、当時の文科省の事務方トップであります前川前事務次官は、その文書は本物だと、こういうことを明確にいろんなメディアに話しておられます。

この事実関係をやつぱりしっかりと、国民の皆

さんも真実を知りたいという声は強いというふうに思つておりますので、文科省として、今回の件についてもと対象範囲を広げて、例えば専門教

育課の企画係係長以下、そういう一般の職員の

方、あるいは大学設置に深く関わっている大学設

置室の室長補佐、そして係長以下の職員の方、こ

あるいは個人ファイル、ここもしっかりと確認してまいりたいと思つております。

○浜口誠君 ありがとうございます。

ほかにも質問用意していましたけれども、時間

が来ましたのでこれで終わりたいと思います。

○政府参考人(義本博司君) お答えいたします。

五月十九日に文部科学省が行いました調査につ

きましては、五月十七日の夕刻に民進党から御提

示あつた文書及び五月十八日の朝日新聞の一面に掲載された関連内容に係る調査を行つたところでございます。

その調査方法につきましては、担当する部局の担当者、具体的には、この問題を担当します専門

教育課の課長、企画官、課長補佐及び専門教育課の上司の高等教育局長、それから大臣官房審議官、あわせて、特区の窓口の担当でございます行

革推進室の室長、室長補佐のヒアリングを対象にしたところでございます。

と申しますのも、この該当文書につきまして

は、特区の問題につきましての内閣府と文科省のやり取りを中心としたものでございますので、こ

の新設の問題につきましては、高等教育局の専門教育課が担当部局として内閣府と折衝しております、この折衝は担当部局の補佐以上の職員でやつたところでございます。

それから、その調査につきましては、各担当者

から、該当する文書は作成したのか、あるいはそ

の文書を共有したことがあつたのかについてそれ

ぞ確認いたしました。共有したこともあるいは

作成したこととその当該文書についてはないとい

うふうな回答を得たところでございます。

それから、あわせまして、当該部局の共有ファ

イル及び共有の電子フォルダの中に該当する文書があるかどうかといふことについても確認したところでございます。該当する文書がなかつたところでございますし、また、ヒアリングにおきまし

ては、いわゆる共有一している行政文書だけではなく個人メモも含めてその存在についての確認をさ

せていただいたところでございます。ですから、

ういつた人たちにも調査の範囲を広げていく、あ

るいは個人ファイル、ここもしっかりと確認して

いく、こういつた追加の調査をやつしていく意向があ

るのかどうか、その辺に対し現状のスタンス

をお伺いしたいと思います。

○浜口誠君 これまでの国会審議の中、我が党の同僚議員もいろんな方に質問させていただいております。例えば、議会副大臣もそのメモの中でやり取りの記録が残つてたんで、議会副大臣に

どういう方とやり取りしたんですかというような質問をされたときに、今回の件については事務方

もいろんなレベルで調整をしていたという発言で

すとか、あるいは政府参考人の文科省の方から

は、その専門教育課の、課の職員の中のメンバー

とやり取りもやつてたというような答弁もあり

ます。

だから、今回の七人ではなくて、もつと幅広く、係長以下の方、一般の職員の方にも今回の件

に関わっていた方はあるんだろうと、そう推測さ

れるような答弁もありますので、これしつかり

と、やっぱり国民の皆さん、国会の中でも疑問を

晴らしていただきたいといけないといふうに思

います。

前川前次官も本物だと言つてはいるんですが、ど

んなかが事実と違うことを言つてはいるんです。こ

れはちゃんとほんときりしないといけないと思いま

すよ。うそは、偽りは墓場まで持つていくことは

この件に關してはできないといふうに思つて

おりません。

ので、義本総括審議官については御退席をいただいていいと思います。

○委員長(小林正夫君) 義本総括審議官については、御退席して結構です。

○浜口誠君 では、続きまして法案の方に入らせてしまだきます。

ます。一昨日はありがとうございました。小林委員長を始め、あと理事の皆さん、さらには委員部の皆さん、経産省の皆さんに非常に御尽力いた

だきました。埼玉の地域中核企業二社の方を訪問させていただきました。本当に社長の皆様のリーダーシップ、さらには、本当に地域のそれぞれの強みある企業をうまく束ねながらリーダー企業として総合力で地域の力を發揮していくこと、こういう姿に大変力強く感じましたし、感銘も受けた

な結論が出たところでございます。

これによりまして、該当する文書の存在が確認されなかつたということで調査の目的は達成したと認識しております。これ以上の対象を広げて調査するということについては必要はないというふうに考えております。

○浜口誠君 これまでの国会審議の中で、我が党の同僚議員もいろんな方に質問させていただいております。

その調査方法につきましては、担当する部局の担当者、具体的には、この問題を担当します専門

教育課の課長、企画官、課長補佐及び専門教育課の上司の高等教育局長、それから大臣官房審議官、あわせて、特区の窓口の担当でございます行

革推進室の室長、室長補佐のヒアリングを対象にしたところでございます。

と申しますのも、この該当文書につきまして

は、特区の問題につきましての内閣府と文科省のやり取りを中心としたものでございますので、こ

の新設の問題につきましては、高等教育局の専門

教育課が担当部局として内閣府と折衝しております、この折衝は担当部局の補佐以上の職員でやつたところでございます。

それから、その調査につきましては、各担当者

から、該当する文書は作成したのか、あるいはそ

の文書を共有したことがあつたのかについてそれ

ぞ確認いたしました。共有したこともあるいは

作成したこととその当該文書についてはないとい

うふうな回答を得たところでございます。

それから、あわせまして、当該部局の共有ファ

イル及び共有の電子フォルダの中に該当する文書があるかどうかといふことについても確認したところでございます。該当する文書がなかつたところでございますし、また、ヒアリングにおきまし

うことが非常に重要になつてくるんだろうというふうに思つております。

中小企業の海外展開支援については、それぞれの段階というのがあります。初めて行くところもあれば、もう既に支店はあつてようやく取引が始まつてゐるというようなこともありますから、そ

ういつた段階に応じてきめ細やかな支援をしていきたいというふうに思つております。例えば、まず情報収集が必要な段階、これはもう一番最初の段階だと思いますが、そこでは、ジエトロが把握する海外の最新の市場動向などを無料で提供する、あるいは中小企業支援ポートアルサイト、ミラ

サポで施策情報を提供するというようなことをやつています。また、海外事業に関心を持たれた企業が相談をできる窓口をジエトロ、中小機構によつて全国五十五か所に設置をしておりまして、これは二十八年度で六万八千件の海外展開の相談に対応をしております。

その次に、じゃ、いよいよ計画、準備をするという段階に入つた企業に対しては、戦略策定を支援をするとともに、新商品、新サービスの開発やブランドづくりを支援をしていきます。

そして、いよいよ進出するとなつた段階は、展示会への出展ですか海外バイヤーの招聘を通じた具体的な販路開拓の支援ですか、ジエトロの海外事務所を通じた現地での法務、労務、知財の問題の解決などを実施をしていきます。

ジエトロ、中小機構、商工会、商工会議所などの支援機関が結集して設立された新輸出大国コンソーシアム、ここにおいて各機関が相互に連携をして様々なニーズに応じた支援を行つておりますけれども、地域にありながら海外展開に関心のある中堅・中小企業にとつても身近な支援機関による丁寧な支援が提供されておりますし、これからも充実をしていきたいというふうに思います。

〔理事石上俊雄君退席、委員長着席〕

それに加えて、やはりTPPであります。当然これ、複雑な通関手続を国別にやれる中小企業はありません。各地で模倣品対策をそれぞれの法律

に対応するために弁護士を雇つて対応できる中小企業もありません。こういったものがTPPによって統一化されると、今、ようやくTPP11によつてその交渉妥結を目指して取り組むといつてます

ことが先般ハノイで石原大臣が出席した閣僚会合で決まりましたので、TPPをしっかりと進めていくといふことも中小企業の海外展開にとってプラスになる対策だというふうに考えております。

○浜口誠君 ありがとうございます。

様々な課題がある中で、今の自由貿易圏をしっかりとつくっていく。TPPに限らず、RCEPあるいは日EUのEPA等々やらなきゃいけない課題もたくさんあると思いますので、引き続きしっかりと政府並びに国会の中でも議論をさせていただきたいなどいうふうに思つております。

じゃ、続きまして法案の中身の方に入させていただきたいたいと思います。

まず、基本計画の方ですけれども、地域の特性も踏まえながらということで現行法の中でも基本計画作られています。ただ一方で、今的基本計画、指摘されているのが、結構似通つた計画が各地域から出てきている、余りオリジナリティがないんじゃないかというような御指摘もあります。

今回は、とりわけその地域の特性を生かした事業を育てていこうといふ法案の基本スタンスになつておりますので、この法案の中でいかにその地域の特性を反映した基本計画にしていくか、これは物すごく重要な点になつてくると思います。

そうした地方の特性を生かすための措置としてどのようなことを今後やつていこうと考えられるのか。

また、基本計画では国の同意が必要になるといふふうになつていて、仮に出てきた計画が地域の特性だつたり主体性、独立性のないような基本計画については同意しないといふようなことがあります。

万が一、今おっしゃるような特性を生かしていくふうに思います。

また、基本計画では国との同意が必要になるといふふうになつていて、仮に出てきた計画がコピペだらうといふような計画が出でてきた場合は、これは国として同意しないといふ判断もあります。

○國務大臣(世耕弘成君) 現行の企業立地促進法

では、一基本計画当たり製造業を中心として平均二十六業種が集積業種に指定されるなど、必ずしも地域の特徴を生かさない計画になつてしまつておられます。

また一方、今の現行法の中でももう一つ課題として指摘されているのが、今の現行法においても、国と協議したり、あるいは国との同意を取り扱つて、企業立地なんかも迅速にやりたいだけれども、結構そういうスピード感で、申請された事業者の方からすると何でこんなに手続に時間が掛かるんだというような、こんな声もあると

あります。

今回、この改正法案では、市町村及び都道府県が作成する基本計画において、産業の集積や観光資源、特産物、人材といった地域の特性とその戦略的な活用分野を記載していく大切なことを本方針において示すというふうに検討を今進めています。

具体的には、航空機部品産業の集積、あるいはインダーチェンジですか新幹線といった交通、物流の利便性を活用した成長分野の物づくり、あるいは豊富な温泉地や野生生物、自然の景観、こういったものを活用した観光、あるいは高いITスキルを持つ人材を育成する大学があるという強みを活用したビッグデータ解析サービス等の第四次産業革命関連分野といったことをしっかりと記載してもらうことを想定をしています。

この基本計画を作るに当たっては、商工会、大学、関係企業、地銀、専門家といった地域の様々なステークホルダーを構成員とする地域経済牽引事業促進協議会で協議を行つてもらつて、地域の有識者の英知を結集してこの計画を作成していた

御議論あるように、先進の物づくりだとあるいは第四次産業革命とか、本当にスピードを持ってやつていかなきゃいけない、そういう産業をそれが地域で育てていこうということになりますので、そういう手続についてもこれまで以上にスピーディーにやつていくことが非常に重要だ

た、国は先ほども申し上げた八条で情報提供の努力義務がありますので、RESASですとか、あるいは候補企業一千社の提示といつたことをやつて基本計画の策定をサポートをしていきたいとい

うふうに思います。

万が一、今おっしゃるような特性を生かしていくふうに思います。

また、基本計画では国との同意が必要になるといふふうになつていて、仮に出てきた計画がコピペだらうといふような計画が出でてきた場合は、これは国として同意しないといふ判断もあります。

○浜口誠君 しっかりと国との同意に向けてのステップだつたり、その計画に織り込んでほしい内容を各地方公共団体の方にも示していただけけると

いうことなんで、その点についての周知徹底是非ともよろしくお願ひしたいといふふうに思つております。

また一方、今の現行法の中でももう一つ課題として指摘しているのが、今の現行法においても、国と協議したり、あるいは国との同意を取り扱つて、企業立地なんかも迅速にやりたいだけれども、結構そういうスピード感で、申請された事業者の方からすると何でこんなに手続に時間が掛かるんだというような、こんな声もあると

いうふうに聞いております。

とりわけ、今回の法案は、先ほど来いろいろな御議論あるように、先進の物づくりだとあるいは第四次産業革命とか、本当にスピードを持ってやつていかなきゃいけない、そういう産業をそれが地域で育てていこうということになりますので、そういう手続についてもこれまで以上にスピーディーにやつしていくことが非常に重要だ

た、国として、今ある課題、スピード感といふことに對してどんな工夫だつたり対応をされようとしているのか、この点について確認したいと思います。

さらに、まさに第四次産業革命などの分野は非常に製品のライフサイクルなどが短期化しておりまして、こういう事業者の方々のスピード感の承認のプロセスで応援していく必要がございましたので、今申し上げました国としての標準処理期

間、これは恐らく個別の調整などでやはり最大三十日ぐらい掛かるということはあるかと思いますが、これをしっかりと我々自身、特に今回、同意ブロセスで関係大臣も増えることもあり得ますので、関係省庁間の連絡をやはり密にいたしまして迅速な手続を進めていきたいと考えます。

それから、前法では、土地の利用の調整の関係でやはり大分お時間が掛かっていたようなケースもあるようですが、今回はまさに事前に、先ほどちょっと御説明申し上げましたように、市町村さんがある意味事業を重点化したい地域をあらかじめ設定をいたしまして、そのエリアを、それを先に都道府県で調整して、その地域に集中的に事業をやつていただきたいという事前処理手続的な仕組みも今回盛り込んでおりますので、こういうものによりまして面的調整についてはスピードアップが図れるかなと考えております。

それから、当たり前のことでございますけど、これからこの法案が成立いたしました際には、自治体それから各経産局、それから、先ほど来ございましたように、様々な、金融機関でございますとかあるいはTAMA協会のような支援センター、こういった方々に、この法律の仕組みを分かりやすく、それから簡易な申請手続なども用意いたしまして、時間が掛かつてしまうということがないように様々な観点で取り組んでまいりたいと思っております。

○浜口誠君 是非スピード感を持つて、本当に申請される民間事業者の方も早くいろいろなことに着手したいと、そういう思いの中で事業申請されるといふうに思ひますので、今言つていただきたいような手続面での対応を是非ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、もう一点、今の現行法の中で基本計画百九十一あるというお話をございました。今の法律でも五年という一つの期限が区切られているというふうに思ひますけれども、今回法改正されて、また改めて各都道府県、市町村から計画が出てくるということになると思うんですけれども、新しい

基本計画と現行の基本計画、これ、併存すること

になると思うんですけども、今的基本計画に対する措置はどのような形になつていくのか、その

点について確認したいと思います。

○政府参考人(鍋治克彦君) 御指摘のとおりでございまして、現行の企業立地法に基づいて、まだ

百九十一の計画が現役の計画として存在いたします。

これらの計画期間は、例えば平成三十三年度末までを計画期間としているような自治体さんも

おられますので、こういうものは、それぞれの計

画期間内であれば基本計画そのものの有効性とい

うものは担保すべく附則で措置をさせていただい

ております。

それから、現行法の基本計画に基づきまして個

別の事業計画、企業立地の計画がまだ出てまいる

かと思いますが、これに関しましては、改正法の

施行までに都道府県に申請、承認されたものにつ

きましては、その企業立地計画に基づく措置が有

効ということになつておりますので、具体的に申し

上げますと、現行法の基本計画に基づきまして行

われます工場立地法の特例でござりますとか、あ

るいは現行の企業立地計画に基づきます様々な法

律上の支援措置につきましては、今言つた時間軸

の中で承認されたものについては引き続き有効と

いう整理になつております。

○浜口誠君 是非、新旧の移行措置の円滑化、こ

れを各都道府県の方にもしっかりと徹底をいただ

きたいなというふうに思つております。

続きまして、今回、法に基づいて各都道府県が

基本計画を作られます。大きな自治体はいろいろ

人的な面でも対応できるかと思うんですけれども、少し規模の小さな自治体からよく聞かれるの

は、国が基本方針を作つて、各自治体にいろんな

計画作つてくださいといふことで下りてくるんだ

けれども、もうマンパワー足りなくて、なかなか

作りたてもそこまで人的工数が掛けられない

と、こんな声もよく聞かれます。

まさにこうした、とりわけ規模の小さな自治体

に対して基本計画を作るための負荷軽減に向けた

サポート、取組、こういったものも国としてしっかりと配慮していただく必要があるんではないか

など、こう思つておられますので、是非、そ

した規模の小さい自治体へのサポート策として

今後どういったことを国として考えておられるの

か、この点について確認をさせていただきたいと

思います。

○政府参考人(鍋治克彦君) 本法案の第八条で、国からの様々な情報提供というものを行っていく

ということございまして、最大の情報提供の中身は、先ほど御説明ありましたとおり、まず、RESASを使いまして、それぞれの自治体さんの

持つておられる産業の賦存状況でござりますとか

資金のいろんな流れ、あるいは、その産業の強み弱みをそれぞれ相対的に評価できる、こういったツールの御紹介や、具体的な情報の提供のアドバイス、そういうマクロ的なアドバイス、それから

ESASを使いまして、それぞれの自治体さんの

持つておられる産業の賦存状況でござりますとか

資金のいろんな流れ、あるいは、その産業の強み弱みをそれぞれ相対的に評価できる、こういったツールの御紹介や、具体的な情報の提供のアドバイ

ス、そういうマクロ的なアドバイス、それから

ESASを使いまして、それぞれの自治体さんの

様々な有識者の方々からの情報、インプットも含めて自治体の基本計画策定を御支援していただ

かりと配慮していただく必要があるんではないか

など、こう思つておられますので、是非、そ

した規模の小さい自治体へのサポート策として

今後どういったことを国として考えておられるの

か、この点について確認をさせていただきたいと

思います。

○政府参考人(鍋治克彦君) 本法の第八条で、國の方に申請があって都道府県としては承認す

る、こんなステップがあるんです。実際、都道府県ごとにその計画、現行法で見たときも、多い県は四百五十件ぐらい承認している、あるいは少ないところはもう一桁と、こんなに非常にばらつき

があるんですね。これ実態なんですよ。

このばらつきがある実態に対して現行法の中で

どのように受け止めを政府としてされているのか

どうか。新しい今度の法改正後の事業計画、都道府県ごとに出てきたときに、ばらつきがあつたと

きに何らかの措置をとつていくのかどうか。この

点について確認したいと思います。

○政府参考人(鍋治克彦君) 御指摘のとおり、現

行企業立地法に基づきます計画の件数でございま

すけれども、多いところで例えば兵庫県だと四百

四十四件、長野県で三百三十八件、北海道三百三

十一件。他方で、少ないところで沖縄県六件、そ

れから東京都は十七件、京都府二十一件、こうい

うことでございました。

これ、様々な要因があるかと思いますが、一つ

は、やはり地域の基本計画、これは兵庫だと

二十を超えるような計画、非常に各基礎自治体が

競い合つてお作りになられたとか、他方、東京

都は大田区だけが企業立地促進法では手を挙げら

れたということで、国の制度を使う必要はなかつ

たということかもしませんけれども、やはり

ういう御地元御地元のいろんな温度差とか首長さんとのリーダーシップとか、そういうこともあつたのかなどと考えてございます。

こういうことの反省に立ちまして、若干繰り返しでございますが、今回の地域未来投資促進法案におきましては、やはり徹底した周知活動を行いつつ、それぞれの地域ごとにRESASの有効活用、これは非常に意味があると思っていまして、千七百基礎自治体別に全ていいろいろ分析が今可能なシステムができ上りましたので、やはりこれを徹底活用するということと、二千社の情報、これは当然、全国津々浦々におられる企業を我々も発掘していくたいと思っていまして、そういうことを徹底活用するということと、二千社の情報、この上でもまた、先ほど来申し上げているPDCAをしつかり毎年回すことによつて少し動きの弱いところは更に後押しをするということではないかと考えております。

○浜口誠君 是非、都道府県ごとに、首長のリーダーシップのお話もありましたけれども、いろいろなケースがあると思いますので、國の方としても、経産省さんとともに、よくよく各都道府県の状況というのを把握をしていただきたいなというふうに思います。手続きまして、報告の徴収ということを法案の中にも、第六条、第三十六条等で記載されています。主務大臣の方が事業計画の進捗状況だと実施状況について確認することができるというような文言で入つておりますが、どういったときに進捗の確認を取られるのか、そのときに見るポイントは何なのか、さらに、進捗が芳しくないというようなときに何らかの措置をとられる予定があるのかどうか、その辺の中身について具体的にお教えいただきたいと思います。

○国務大臣(世耕弘成君) まさに今、今回の法案の一つの目玉がやっぱりPDCDAを回していく。ですから、ちゃんと報告を聞いて、そしてそれに対するフィードバックをしていくことが非常に重要だというふうに思つています。

まず一つは自治体と事業者の間のやり取りでありまして、事業計画が始まつた後、実際に地域への経済的波及効果が及んでいるかなどの事業の実施状況を自治体が把握することができるようになります。

そしてまた、実際に地域への経済的波及効果が及んでいるかどうかなど各事業の実施状況を把握をして必要な助言ですか指導を行える、これが三十五条でございます。これが自治体と事業者の関係です。

もう一つは国と自治体の関係であります。そしてまた、実際に地域への経済的波及効果が及んでいるかどうかなど各事業の実施状況を把握をして必要な助言ですか指導を行える、これが三十五条でございます。これが自治体と事業者の関係です。

もう一つは国と自治体の関係であります。そしてまた、実際に地域への経済的波及効果が及んでいるかどうかなど各事業の実施状況を把握をして必要な助言ですか指導を行える、これが三十五条でございます。これが自治体と事業者の関係です。

もう一つは国と自治体の関係であります。

もう一つは国と自治体の関係であります。そしてまた、実際に地域への経済的波及効果が及んでいるかどうかなど各事業の実施状況を把握をして必要な助言ですか指導を行える、これが三十五条でございます。これが自治体と事業者の関係です。

ケースもあるというふうに聞いております。今回も、より地域に根差した、地域の特性を生かした産業を地域でつくっていくことなどのことで、やっぱり地域に一定程度いてもらうというようなことも非常に僕は大事だと。

とりわけ、今回はサービス業だと観光業だとか、いろんなサービス業に横展開していくくといふことになりますので、そういう地域への定着性というのが非常に重要なつくるかなというふうに思つてはいるんですけども、実際の事業計画を作つていただく段階にその地域に一定程度いると、そのを事業計画の要件だつたり条件にしていくうなことを考えられているのかどうか、その辺に關して何か今のスタンスがあればお伺いしたいと思います。

○政府参考人(星野岳穂君) お答え申し上げます。

地域経済牽引事業計画では、この法律上は、促進地域において地域経済牽引事業を行おうとする者が都道府県に計画の承認を申請することができるものと第十三条で定められておりますので、都道府県が計画の承認をする際には、当然のこと

ござりますけれども、この地域経済牽引事業者がその事業を促進区域内で実施するということを認するということになります。

また、本法案では、PDCDAの一環といたしまして、支援対象になる事業者への指導、助言を行

うという規定や事業者から報告を徴収するという規定も措置しているところでございますので、地域に根差した事業というものがしっかりと行われるようになりますから、それから事業者としても一体

ようになつて頑張つていただきたいと、こういうことでございます。

○浜口誠君 是非、官民のところは国がしっかりとチェックして、なおかつ地方公共団体の皆さんの方が民間事業者とそんな状況にならないよう、しっかりととした指導だつたりチェック体制を築いていただきたいなというふうに思います。

ちょっとと時間がありませんので少し質問飛ばさせていただきます。

そこで、本当に議論していく必要があるのでないか

本計画の状況なんかもウォッチをしていただきたいと思います。

そんな中、現行法の中でも、工場が地域に来てくれた、よかつたなと思ったんだけれども、その工場が閉鎖されて、あるいは撤退してしまつた、それも短い期間でそういうことが起こつてゐる

業と、もう一つは官民一体で、官と民で連携しながら作る事業計画、両方あるんですけれども、官のときにはこの三十九条はどんな扱いになるんですかね。

官民の一体の事業計画のとき、報告があつて、その報告が虚偽だつたり、しっかりと報告になつていなかつたとき、それはもう民間の事業者だけの罰則になるのか、官の方には何ら罰則の規定は掛からないのか、その点について確認したいと思います。

○政府参考人(星野岳穂君) 国と自治体との関係でございますけれども、これは、第六条に基づく報告徴収の規定におきましては、主務大臣が市町村及び都道府県に対して、主務大臣が同意をした市町村及び都道府県による基本計画の進捗状況についての報告を求めるものでございますので、本規定、まさに国と地方公共団体との措置であると

で、その地域の皆さんにいろんなことを考えてもらっているんな権限も与えていく、こういう仕組みの大きな構造転換がこれから本当に必要になります。

こんな中で、国、政府として、これまで十年間ぐらいで、この地域主権型道州制の議論というのはどのような感じで進めてこられたのか、この点について、まずは御報告をいただきたいと思います。

○政府参考人(境勉君) お答えいたします。

道州制の議論につきましては、平成十八年の二月に、第二十八次地方制度調査会におきまして、道州制のあり方に關する答申が出されました。その後、平成十八年の九月に政府に初めて道州制担当大臣が置かれまして、その下に、平成十九年の一月に道州制ビジョン懇談会が設置をされたところでございます。この懇談会は、平成二十年の三月に中間報告をまとめておりますが、その後の政権交代などによりまして、最終報告を出さずに終わっております。

このような政府における検討と並行いたしまして、道州制につきましては各党各会派におきまして様々な御議論がなされているところでござります。いずれにいたしましても、道州制は国と地方の在り方を根底から見直す大きな改革でございますことから、その検討に当たりましては、地方の声を十分にお聞きをしつつ、国民的な議論を行っていただきながら丁寧に進めていくことが重要かと存じます。政府といたしましても、与党における検討の状況を注視しつつ、連携して対応してまいりたいと考えております。

○浜口誠君 ありがとうございました。

直近ではなかなか、国会の中あるいは各党の中でもこの地域主権型道州制の議論というのは盛り上がっていないというのが僕も実感としてあるんです。でも、本当に地域のことを考えたときには、広域経済圏をつくってその中でしっかりと地

域のことを判断してもらう、単なる主権だけではなくて、課税自主権も含めた財源も併せて移譲していく、そのことによって地域の中で地域のことを見ていく、いろいろな政策が各道州制の中でやれるんじゃないかなというふうに思っています。

地域の経済の活性化、さらにはそれぞれの地域が輝くことによって日本全体も輝いていくことができると、こういう状況に持っていくことができるように、国の役割と地方の役割、これをしっかりと明確化していくことが本当に大事だというふうに思っております。

そこで、やっぱり地方議員の皆さんと意見交換していく、もつと国として地方に、俺たちにできる限り明確にして多くの方々に関心を持つてもらおうと、財源も含めて。そうしたら、俺たちもつとやりやすいこと、やりたいことあるんだと、そういう意見も根強くあるというのはこれまでの事実なものですから、やつぱり地方を、本気で自分たちの地元を考えてもらうためにも、今申し上げた地域主権型道州制というような議論も是非申上げて、質問を終わりたいと思います。

○浜口誠君 まさに今おっしゃつていただいたよ

うに、國の役割と地方の役割、これをしっかりと明確化していくことが本当に大事だというふうに思っておりますが、是非、世耕大臣として、地域主権型道州制、それも経済の面で見たときにどのようなお考えをお持ちなのか、是非とも御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(世耕弘成君) 今回も地域経済活性化のためにこの法案、法律をお願いをしているわけありますけれども、幾ら道具をそろえても、やはり地域が自主的にやる気がなければ地域経済の活性化というのは進捗しないというふうに思っています。

だから、そういう意味で、地方分権推進していくことよりも、地域に自覚を持ってもらうという意味で経済政策上も非常に重要なことだと思います。特に、単位自治体の対応ではもう間に合わないような広域的課題もたくさん出てきていますので、そういう意味で道州制といったことも一つ視野に入ってくるのかなというふうに思っています。

○浜口誠君 まさに今おっしゃつていただいたよ

うに、國の役割と地方の役割、これをしっかりと明確にして多くの方々に関心を持つてもらおうと、財源も含めて。そうしたら、俺たちもつとやりやすいこと、やりたいことあるんだと、そういう意見も根強くあるというのはこれまでの事実なものですから、やつぱり地方を、本気で自分たちの地元を考えてもらうためにも、今申し上げた地域主権型道州制というような議論も是非申上げて、質問を終わりたいと思います。

○委員長(小林正夫君) 午後一時二十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十分休憩

午後一時二十分開会

○委員長(小林正夫君) ただいまから経済産業委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○石川博崇君 公明党的石川博崇でございます。引き続き、地域未来投資促進法案の審議、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回の法案、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域への経済的波及効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進することを目的として、法案としても様々な支援メニューがそろえられております。大変に期待も高いところでござります。

が、具体的な詳細な制度設計というのは今後の国

が非常に重要なのかなというふうに思っております。

道府県でまとめられる基本計画に委ねられているところもございまして、現場の事業主の方々からしますと、果たして自分がこの法案の対象としているのかどうか、そういうところが

いまいち明確でないところがございます。今検討中のところも多いかと思いますけれども、そこをできる限り明確にして多くの方々に関心を持つてもらおうと、手を挙げられるのかどうか、そういうところがだきたいというふうに思っております。

まず冒頭、そもそもこの地域経済牽引事業、午前中の質疑にもございましたが、その定義とは何

なのかもというふうをもう少し掘り下げていただ

だきたいと思います。

先ほど申し上げましたが、地域の特性を生かすというのは具体的にどういう意味なのか。また、高い付加価値を創出するということですが、付加価値といいましても、東京の事業主の方々がもたらしておられる付加価値と地方の事業主の方々がもたらしておられる付加価値では差もございません。あるいは、地域への経済的波及効果、これをどのように観点から見るのか、取引額で見るのか、売上げで見るのか、あるいは雇用への影響で見るのか。こうしたところを今のところどのようになっておられるのか、具体的な数値要件を設けるのかどうかも含めて、経産省より御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(星野岳穂君) お答え申し上げます。

地域未来投資促進法案の第二条第一項におきまして、地域経済牽引事業を、今御指摘ありました地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者に対する相当の経済効果を及ぼすことにより、地域の経済活動を牽引する事業と定義をしてございます。

具体的な要件でございますが、これは今後国が策定をいたします基本方針におきまして、地域経済牽引事業の促進の具体的な目標に関する事項として自治体に対して目安を提示する予定でござい

ます。その詳細な要件でございますが、まず国が基本方針において大枠を示しまして、その上で自治体が地域の特徴や経済実態を勘案して基本計画が地域の経済規模あるいは環境等を勘案して立案するということになります。

当該地域の経済規模あるいは環境等を勘案して立案したようにまちまちでござりますので、国としていわゆる全国一律の数値基準というのを求めるることは考えてはございませんけれども、他方で、高い付加価値の創出につきましては、例えばその地域の中で新しい事業所が一つ立地するのと同等の付加価値が創出されるということなどについて今検討中の段階でござります。

また、地域の事業者に対する相当の経済的効果につきましては、地域内の取引の拡大、受注の機会の拡大、その他として、例えば雇用者への給与の支払や雇用者数の増加といった数値を通じまして、地域の事業者に対しても相当の経済的効果を及ぼすということを確認させていただく予定にしてございます。

○石川博崇君 今検討中ということでなかなか明快なことは言いにくいでしようけれども、できるだけ早く地域の方々に明確な基準というものを示していただきたい、多くの方がこの制度を活用していくだけの取り組んでいただきたいというふうに思っております。

そして、今回様々な支援措置を設けていただいております。その中で、支援メニューの中で、財政面の支援措置といたしまして、地域経済牽引事業への補助の中でも地方創生推進交付金を活用するということが掲げられております。この地方創生推進交付金は二十九年度予算として一千億円計上されているわけでございますが、この地域未来投資促進法案と地方創生政策、これまで自公政権として目玉施策として進めてきたわけでござります。

この関係が一体どうなっているのかということの御説明と、それから、この地方創生推進交付金、重点配分を行うということでございますが、

既に平成二十九年度の予算執行は始まつております。そして、第一次の採択で五百億円近い事業の採択が既に行われているという現状でございまして、これから夏にも第二次募集が行われるということでございますが、その夏に向けた、第二次募集に向けた調整作業も既に始まつていています。

この法案成立いたしましても、施行が三か月後、そしてさらに、その後、地方における基本計画の策定等まだまだ時間を使うこと等を考えますと、この地方創生推進交付金が果たして重要な役割を果たして若干疑問を感じるわけでございますが、この点につきまして内閣府、そして経産省の御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(奈良俊哉君) お答えいたします。地方創生は、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目的としており、その更なる深化には、地方に仕事を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立することを通じました地方の平均所得の向上を実現する必要があります。

このため、これまで、ローカルアベノミクスの推進に向けた地方公共団体の取組を地方創生推進交付金で支援することによりまして、地域経済に人材と資金を呼び込むよう、生産性が高く、活力にあふれた産業の形成の促進を行つてきましたところでございます。

今後は、こうした流れを更に推進するため、地域経済牽引する事業の投資促進に取り組む地方公共団体に対し地方創生推進交付金で支援してまいりませんのでございまして、この一環といたしまして、経済産業省と連携し、この地域未来投資促進法案、成立をお認めいただいた場合におきまして、この制度と地方創生推進交付金を有機的に組み合わせた地方公共団体の取組を重点的に支援する枠組みを現在検討しているところでござります。

なお、地方創生推進交付金につきましては、平

成二十九年四月に第一回募集の採択事業を公表しましたところでございまして、この夏をめどに第二回募集を実施したいと考えてございます。

このため、今後、この地域未来投資促進法案の成立をお認めいただければ、この法案、制度と地方公

方創生推進交付金を効果的に組み合わせて地方公

共団体がいろいろ取り組んでいくことができま

す。このように考えてございます。

○政府参考人(星野岳穂君) お尋ねでございます。

この地域未来投資促進法案と地方創生政策の関係でございますけれども、この法案は、地方創生の

中でも特に地域における仕事創出の観点から、地

域の特性を生かして高い付加価値を創出し、経済的な波及効果を及ぼす事業を集中的に支援するも

のでございまして、このために、自治体の基本計

画の作成に当たりまして、調整が必要な制度あるいはその調整の方針につきましては、今後、国が定

めた基本方針あるいは実施要領をしっかりと位置付けた上で、自治体による計画作成が円滑かつ速

やかに進むように、私どもの説明会等において丁寧に説明をしてまいりたいと思っております。

また、自治体や事業者の計画作成に関する負担軽減を念頭に置きまして、全国に所在いたします

地方支分局の活用ですとか、省間の連携、あるいはRE-SAS等での国からの自治体への情報の提供、さらには契約等の申請について簡易な申請システムを整備する等々をもちましてしっかりとサポートをしていくことによって、内閣府を始め

いたします関係省庁とも連携しながら、できるだけ早期にこの地域経済牽引事業を支援してまい

る体制を整えまして、この地方創生政策と地域未

来投資法案との関係もしっかりと築いてまいりました

○石川博崇君 御指摘させていただきましたけれども、この地方創生推進交付金、夏に二次募集といふことで、三次募集というのは基本的に予定していな

いふうに認識をしております。この

中でしつかり今回の法案が生かされるように、両省連携をして御尽力をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、支援機関に関してお伺いをさせていただかたいと思います。

今回の法案におきましては、地域において地域経済牽引支援機関と、そして、その支援機関による連携支援というものを計画を立てていくことが盛り込まれているところでございます。

そもそも、各地域におきましては、商工会、商

業会議所、あるいは経産省で取り組んでおりますようす支援拠点、地域金融機関や公設試などな

ど、様々な支援機関が既に存在しているわけでござります。

今回、法案の対象としている地域未来投資を進めるいくには、こうした様々な支援機関の関与を得ていくことが極めて重要であるというふうに思っておりますので、この枠組み自体は大変重要なかと思ひますが、その支援機関が一体となつてそれぞれの強みを生かしながらどのように体制を構築していくのかということが問われるのではないかというふうに思つております。

新たに地域経済牽引支援機関を定義して、支援機関が連携支援計画を策定した場合にその計画を

国が承認する制度を創設することとされていますが、この支援機関が行う連携支援

というのは一体どのような支援なのか、あるいはどういった機関を想定しているのか。特に、先ほど申し上げましたとおり、様々な支援機関が存在

している中で、どの機関が軸となつてこの支援計画を取りまとめていくのか、その方向性をある程

度与えないかとも動き出さないのでないかとい

うことも懸念されるところでございます。

この辺について、経産省などのようにお考えか、お聞かせいただければと思います。

○政府参考人(星野岳穂君) お尋ねの地域経済牽

引支援機関でございますが、この法案の第二条第二項に定義をされておりまして、その主体は、今

御指摘がございましたように、例えば公設試験研

究機関、産業支援センター、商工会あるいは商工會議所、地域の大学、地域の金融機関などが想定されるところでございます。

この事業者が地域経済牽引事業計画に取り組む際に、こうした地域経済牽引支援機関がばらばらではなく、十分に連携を取つて一体的かつ事業段階に応じた支援というものを有機的に行うこと、また地域内にとしまらず広域的に連携してノウハウを共有するということが極めて重要だと考えております。

そのため、地域経済牽引支援機関が連携して支援する事業のことと連携支援計画として国としてもこれを承認し、取組を促すことと第二十七条で定めてございます。これによりまして、具体的には、公設試験研究機関や大学で行います共同研究や技術の支援、あるいは地域内外の金融機関等が共同出資した企業による地域の観光振興機関と連携した観光開発の支援、さらには産業支援センター等による販路開拓などとかあるいはマーケティングの支援など、それぞれの技術力、資金力、ノウハウなどを結集いたしまして、地域の経済牽引事業を総合的に支援する事業の体制が各地域で構成されることが期待されております。

この連携支援計画の実施によりまして地域内の地域経済牽引事業が促進されるということは、これは自治体の基本計画におきます目標達成にも資するものでございます。こういった観点から、各支事情がありましても、まずは自治体が、この基本計画における目標達成に資するといふことから、地域の支援機関の方々に対しまして連携支援計画の策定を促していただくということも国として期待しているところでございます。

○石川博崇君 今御答弁いただきましたとおり、まずは自治体がこの基本計画を定める際に、各支援機関にある意味呼びかけて、そしてどの支援機関がどの役割を果たすのかということをそれぞれ相談しながら地域ごとの特性に合わせて決めてい

ただくというその道筋を政府としては期待していふうに思います。

このような連携をして各支援機関が支援をいただくということは大変に重要なとこ思つております。しかしながら、今回の法案を見させていただいて、様々な事業者に対する支援スキームというのは設けられているんすけれども、支援事業を行つていただく支援機関に対する制度あるいはインセンティブというものは若干物足りないのではないかというような印象を受けております。

今回、法案では、連携支援事業を行う一般社団法人等について、中小企業信用保険法の特例を受けるようとする、また財産処分の制限に関する承認手続を簡素化するというこの二項目が盛り込まれておりますが、商工会、商工會議所を始め追われているそれぞの機関が、ボランティアで支援してくださるといふことも、なかなか対応が難しいのではないかというふうに懸念をするわけでございます。

こうした支援機関がしっかりと連携して取り組んでいたぐために、連携支援の体制構築、あるいは支援自体の充実のために、法案に明記されているこの二点の措置以外に、どのような国としているこの二点の措置以外に、どのような国としているふうに思つております。

○政府参考人(星野岳穂君) お答え申し上げま

りますけれども、を措置することとしてござります。

また、これに加えまして、例えば経済産業省では、平成二十八年度の当初予算におきまして地域中核企業創出・支援事業というのを措置しているところございます。この地域経済牽引支援機関が地域中核企業を支援する際には本事業を活用することも可能でございます。

また、さらに本法案の施行後に、まずこれらの支援措置の活用状況というのを私どももしっかりと確認してフォローアップをいたしまして、連携支援計画に対する支援の在り方につきましては必要に応じて引き続き検討を行つてまいりたいと考えております。

○石川博崇君 引き続き、支援機関がしっかりと前向きに取り組めるよつな支援メニューというもの

午前中の質疑でもございましたが、今回の地域未来投資促進法案、目玉の一つはやはりP D C Aサイクルをしっかりと回していくことだと思います。

基本計画について、地域の関係者が知恵を出し合つて地域の特性をしつかり打ち出していく、そうした計画を立てていただくわけですから、そうしたことと、それを随時改善していくといふ流れを是非とも築いていただきたいと思います。そのため、法案では、国あるいは地方公共団体が報告を徴収するということとなつておりますけれども、あわせて、今回組織されることとなる予定の地域経済牽引事業促進協議会というものが設置されま

す。

クするよう、国として協議会の組織の状況や開催状況について定期的に把握したり、あるいは改善を促したりしていただくべきかと思いますけれども、経産大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(世耕弘成君) 御指摘のように、現行の企業立地促進法は、そもそも支援対象事業の事前審査の仕組みがなかった、あるいは基本計画の実施状況の事後評価の仕組みもなかったということで、そもそもP D C Aが回せる仕組みになつてなかつたわけでありますので、今回の地域未来投資促進法案ではP D C A評価、これが一つの肝だというふうに思つております。

その中で、今御指摘の地域経済牽引事業促進協議会、これは自治体が作成する基本計画の進捗管理に關して重要な役割を果たしてもらいたいと、そういうふうに考えております。具体的には、国が基本方針において、自治体が自ら事後の評価等を通じてP D C Aを回すよう明記することを踏まえて、この協議会において原則として毎年基本計画の進捗を評価をし、改善内容を検討することとしております。また、事業者から実際に地域へ実施状況に関する報告を受けて、自治体が必要に応じて実施する指導、助言の内容を検討すること、こういったことがこの協議会で行われることを想定をしているところであります。

また、自治体における基本計画の進捗状況を国が報告徴収する規定を新設しました。各自治体の実施状況を把握することと、国による自治体への必要な助言をより的確に行われるよう措置しているところであります。この協議会の開催状況が報告徴収する規定を新設しました。各自治体の実施状況を把握することと、国による自治体への必要な助言をより的確に行われるよう措置しているところであります。

現行法では地域産業活性化協議会という同様の枠組みがあるわけでございますが、これまでこの協議会、基本計画を策定した後なかなかその後開催がされない、あるいは計画の進捗管理が行われていない協議会もあるというふうに指摘もされております。

○石川博崇君 ありがとうございます。

今おっしゃつていただいた事業促進協議会、これには地域のそれぞれ支援機関も入ることが想定されてるわけでございます。それぞれ地域で関係者が集まつて、しかもそのメンバーでP D C A

サイクルを回していくという姿が望ましいのではないかというふうに思つております。

最後に、今回の法案では、これまでにも御説明ございましたが、製造業のみならず非製造業にしっかりと対象を広げていくことが重要な視点でございます。観光等、サービス業全般に広げていくという観点からいえば、関係省庁としっかり連携をしていただくということも中央省庁としては大変重要でございます。

今日は、その関係省庁を代表する形で観光庁にお越しいただいておりますけれども、例えば、観光分野を振興していく上で、地域の観光プロジェクト、これを推進していくためにどのようにこの地域未来投資促進法案を活用していくのか、その点について、また経産省などのように連携していくのかお聞かせいただきたいということと、経産大臣からは各省との連携に向けての御決意をいただきたいというふうに思ひます。

○政府参考人(菅井雅昭君) 観光庁では、観光産業の振興のために観光関連ファンドを活用した観光地の再生、活性化等を行つてあるところでございます。

今回、地域未来投資促進法における支援が観光分野でも適用されますので、更なる地域の観光振興に向けまして、具体的な案件発掘やフォローアップのため関係省庁連絡会議、これが設けられるといふことでございますので、こういった場を活用し、また、経済産業省を始めとします関係省庁との連携をしっかりと図つて活用してまいりたいと考えております。

○国務大臣(世耕弘成君) 関係省庁が連携していくように関係省庁連絡会議を立ち上げ、ここでPDC-Aを回していくと思います。具体的には、この連絡会議において関係省庁における関係施策一覧を作つたり、ベストプラクティス集を作成をしたり、あるいは法律全体の定期的評価をこの連絡会議で各省が地方からの声も吸い上げながら検討する、そういうこともやつてまいりたいと思っています。

○石川博崇君 以上で終わります。ありがとうございます。

○伊藤孝江君 公明党の伊藤孝江です。よろしくお願いいたします。

今日は、地域未来投資促進法案の審議ということです。企業立地促進法の改正法ということですが、まずは、現行法の果たしていた役割について確認をさせていただければと思っております。

この現行法におきましても、地域経済の基盤の強化を図ることが当該地域の経済の活性化にとって重要である。特に、地域が主体性を發揮してそれを強みを生かした地域経済の振興に取り組むことにより地域経済の発展を目指してきた。この地域が主体性を發揮して、強みを生かして地域経済の振興に取り組む、地域経済の発展を目指すという大きな方向性自体は現行法と今回の法案とは変わらないかと思いますが、ただ、その中で、今回の法案は名前も変えて目的も一部変更されるというふうになつております。

午前中からの質問と少しかぶるところもありますが、うち二つは広域連携の計画というふうになります。また、これまでに承認された企業立地と事業高度化の計画は、平成二十七年度末時点まで五千七百二十八件と順調に推移しているといふように評価も示されております。

この企業立地計画及び事業高度化計画の承認状況については、午前中もありましたが、各都道府県ごとにかなりの差が出ております。平成二十七

もいいだろうという環境にあることが影響しているんじゃないかなというふうに推測されるところもあります。

ただ、その他の都道府県において基本計画の策定状況、また都道府県の承認実績に関してかなりの差が生じてしまつているのはいかがな理由によるものなんでしょうか。また、実際に利用実績が多い都道府県、兵庫県であるとか長野県であるとか、そういう都道府県ではどのような効果を得ることができていたのかということについてお教えいただければと思います。

○政府参考人(銀治克彦君) 今委員御指摘のとおりでございまして、基本計画の数の大小にも連動する形で、それぞれの企業立地計画の大小もある種相関している点がうかがえると思います。

若干答弁ダブりますが、まさに今議員がおつしゃつていただきました兵庫県が一番企業立地等の件数多いわけでございますけれども、ここは基本計画そのものが二十三件を出していただいているまして、各市町村で、ある種の意味で競争原理が働いてといふことがあります。

それから、これも御指摘のとおりでありますように、東京都など、あるいは福岡県、広島県などもそうでございますが、基本計画の数が一件というケースもございます。これの結果といたしまして、当たり前でございますが、基本計画の件数が多いことによって当該都道府県の中でのカバレッジが広がりますので、それに連動して企業立地の件数が増えているという基本的な傾向、因果関係がございます。

ただ、ちょっとと一点、これ技術的な話でございまして、福岡県などは当該県域全てを基本計画の対象にされておられまして、これはかなりまた県知事のリーダーシップもおりになつたと承知しておりますが、基本計画の件数の大小が直ちに当該地域のある種熱意とかやる気とか戦略の優劣を表しているものではないといふ点はございますけれども、やはり基本的には、基本計画の数が多い地域はエリアのカバレッジも広いので企業立地

の件数が多いという結果になつております。

今委員の御質問がございました、例えばその具體的な効果ということでございましたけれども、基本計画それから事業者の承認件数が一番多うございました兵庫県につきましては、平成二十七年度末時点で新規企業立地件数が二百三十四件、新規の雇用創出数が約六千五百人、こういうデータであると承知しております。これはやはり相当のリアルな経済へのインパクトがあつたかなというふうに認識しております。

○伊藤孝江君 ありがとうございます。

私も兵庫県選出なんですが、全然、正直、今回勉強させていただきまで知らなかつたところもありましたので、またそれも地元にしっかりと伝えていきたいと思います。

今、個別の評価をいただいたんですが、全体としてこの基本計画の実施状況や実績について国がどのように評価をされているのか、また、そこで出てきている課題、この結果とか評価が今回の改正にどのようにつながつているのかということについて、世耕大臣、よろしくお願いいたします。

○国務大臣(世耕弘成君) ちょっとと午前中の答弁の繰り返しなつてしまいますが、二十八年度末時点で全都道府県で百九十一の基本計画、このうち二十七年度末までに終了して評価を行つた百七十二の基本計画、一計画当たりの実績値、これは平均になりますが、それぞれ約五十件の新規事業立地、そして約十人の新規雇用の創出をもたらすなど、一定の効果があつたんだろうといふふうに思つております。

しかし一方で、付加価値額増加率、これは残念ながら、一計画当たりの平均値では当初の計画を大きく下回つてゐるという状況になつておりますが、必ずしも計画どおりうまくいったというわけではないといふふうに思つております。

要因としては、リーマン・ショックとか東日本大震災があつて、少し景気の落ち込みなんかがあつたことも大きいかと思いますが、一方で、地

域の強みを生かした産業分野の指定が必ずしも行われていなかつたということと、PDCAサイクルを回す仕組みが弱かつたという点が挙げられる。というふうに思つております。特に、現行法の支援策は製造業を中心であつて、地方でウエートの大きいサービス業など非製造業向けの支援策が十分でなかつたということだと思つております。

こうした課題を克服をして、地域経済の基盤強化を図るという意味で、地域本拠投資促進法案では、地域の特性を生かして高い付加価値を創出をして、地域経済への波及効果が大きい事業に対し、人・物・金・情報・規制改革などの施策をパッケージにして集中的に支援をしていきたいと、いうふうに思つています。

そういった実効性を確保するという意味で、国の基本方針に基く、自治体の基本計画において付加価値額や地域への経済的な波及効果の面から要件を定める、そして、自治体の計画策定や案件発掘をRESASの活用による情報提供などを通じてサポートをしながら、自治体の基本計画の実施状況を報告徴収する規定を新設をしてPDCAサイクルを回す仕組みをこの法律自体に入れていいく、そして課税の特例など主要な支援措置はサービス業等の非製造業でも利用できるようにしていきます。

○伊藤孝江君 御丁寧な答弁ありがとうございます。  
ちょっと話が変わりますが、おどとい、委員長始め理事の皆様、また経産省、委員部の皆様の努力で視察に一社行かせていただきまして、本当にありがとうございました。大変勉強になりましたし、感じるところもたくさんあつたところです。行かせていただいた二社は、平成二十八年度の地域中核企業創出・支援事業の成功例ということでおられる企業があるんだ、また、そういう企業

を押し出していくことができるんだということをこれも思つております。

いずれの会社も、豊かな発想力、また行動力、そして確かな技術ということで、本当にそういう力のある企業が地域の企業と連携していくのを後押ししたものというふうに見させていただいたんですけれども、各地域にこのような企業が満遍なくなく存在しているのかというと、そういうわけではないと思われます。

今回の法案では、このような力のある企業を後押しするためのものなのか、あるいは、このようなか核企業がない地域であつても適切な牽引企業や中核となる企業を生み出すことができるようになるのを目指すものなのか。先ほど大臣の答弁の中でも、パッケージを集中的に支援していくといふような話をありましたけれども、今ある企業を後押しするというのがベースになるものかどうかというところに関連して、現行法の課題の克服に対してRESASの活用による改正されているのか、特徴についてお答えいただければと思います。

○国務大臣(世耕弘成君) 視察に行かれた井口一世は私も就任直後に一回行っていまして、大変な感銘を受けたところであります。

行かれた広域多摩地域は、元々大手企業の下請から派生した技術、能力にたけた中小企業が集積している地域ではあるんですけども、いわゆる中核となるような規模の企業というのは逆に存在をしていない、あるいは認識をされていないといいます。

○伊藤孝江君 ありがとうございます。

必ずしも、現在中核企業、基幹産業がない地域であつても本当にそのアイデアと工夫次第でしっかりとこの法案を生かしていくことができるといふふうにお答えいただいて、心強い限りかと思ひます。

今大臣からもあつたんですが、今回の法案において定められております地域経済牽引事業が、要件としては三つあるんですけどね、地域の特性を生かして高い付加価値を創出をして、地域の事業者に対する相当の経済効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引するものというでいただきました。

この地域の特性を生かすということについて少し確認をさせていただきたいんですけども、特に製造業などにおいて力を持った企業あるいは中

重要だというふうに思つています。

特にこの法案は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出をして、地域経済への波及効果の大いな事業を、いろんな施策をパッケージして集中的に支援をしていきたいというふうに思います。

ただ、その際には、基幹産業が見当たらない地域で、その際には、基幹産業が見当たらない地域であつても成長の芽を育てていく、そういう意欲のある自治体をしっかりと応援をしていきたいというふうに思つています。今回は、ですから、製造業だけではなくて、観光とか農林水産も含む非製造業の事業者でも利用できるようにさせていただきたいと、このように思つています。

各地域の経済環境の変化に対応した新たな挑戦を応援していくたいと思いますし、RESASを是非活用をしていただき、一体どういう企業が

この特性を生かしたとまでは言えないのではないかと。観光で場所を使うとあるとか、いろんなス

ポーツ振興でもいろんなドームとか球場を使いましょうとか、そういうような、そこで、そこだからこそできるものというのとは地域の特性を生かしたというのが分かりやすいところではあるんですけども、複数の企業で連携をして事業を展開していくからといって、必ずしも地域の特性を生かしたとは言えないのではないかというふうに、一つ疑問としては思うところがあります。

実際に、またほかにも、地域の産業で複数企業や自治体も連携しての戦略を後押しするという制度は、中小企業経営強化法とか中小企業地域資源活用法、また特区制度などほかにもある中で、今回の法案がほかの制度とどのように異なるのか、またこの法案で言う地域の特性というのがどのような趣旨なのか、またそこで言う地域の範囲についてお答えいただければと思います。

○政府参考人(星野岳穂君) この法案におきましては、地域の特性につきましては、第一条において、産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報など様々な観点からの地域の特性というのを挙げさせていただいております。

先ほど御指摘ありました例ええば製造業におきましても、この法案におきます地域の特性の中には産業の集積というものが含めてございますが、これは、単にとある地域に優れた企業が一、二社あるのは二、三社存在すればいいというわけではなくて、もちろん優れた企業は非常に地域にとつて重要な特徴としましては、例えば、相当数の優れた技術を持つ企業を含めて地域の産官学金のネットワークが構築されているような状況を想定しているものでございます。

また、現行の企業立地促進法では、一計画當た

り製造業を中心として平均して約二十六業種が集積業種に指定されています。これ、必ずしも地域の特徴というものが生かされていない計画になってしまったという課題、教訓を踏まえまして、今回は自治体が自らの地域の特徴や優位性というものをしっかりと認識した上で、それを生かした事業を推進するということが地域経済にとって大変重要だと考えておりまして、そういうふた法案の枠組みに考えてございます。

また、この法案における支援対象といいますのは、言わば地域経済を牽引していく、地域への経済的な波及効果というものがある事業を集中的に支援をするというものでございまして、お尋ねの中企業関係の施策、例えばものづくり補助金等々は、中小企業が取り組む事業の革新性あるいは生産性の向上を踏まえますけれども、これは個社を支援していくといたいものでございます。

もちろん

様々なこういった施策を組み合わせて、しっかりと地域で地域経済事業が確実に発展していくように、有機的に連携を取りながら進めています。

その効果として地方創生推進交付金の活用がでるべきというお話を先ほども出ておりました。今回、地域未来投資促進法の承認を受けた計画について内閣府と連携し重点的に支援するということで、先ほど来、有機的に内閣府と経産省の支援を組み合わせるとか効果的に組み合わせるというお話をありましたけれども、ここで言う重点的に支援するというのはどういう意味なのか、普通に地方創生推進交付金を受けることなどという違があるのかということについてお教えいただければと思います。

○政府参考人(星野岳穂君) お尋ねの内閣府の方創生推進交付金、これはローカルアベノミクスの推進に向けました地方公共団体の取組を支援する交付金でございます。この地域の成長発展の基

盤強化を図るという地域未来投資促進法の趣旨を踏まえまして、地方公共団体が地域経済全体に効果をもたらす自らの取組に加えまして、この地域未来投資促進法案の承認を受ける場合には、地方公共団体が地域経済牽引事業に対する設備投資などを促進する取組にもこの交付金を活用することができます。

さらに、地方の平均所得の向上の観点から地方創生への高い効果が見込まれる場合には、この交付金の上限額ですとかあるいはハード事業への要件を緩和するといいまして地方創生交付金の運用を弾力化することとしておりまして、こうした取組、内閣府を始めとする関係省庁としっかりと連絡、連携を取りながら、効果的に地域未来投資の促進を図つてしまいたいと考えております。

○伊藤孝江君

ありがとうございます。時間ですべて終わらせていただきます。

○辰巳孝太郎君 日本共産党的辰巳孝太郎でございます。

企業立地促進法改正案について聞きます。

○伊藤孝江君

ありがとうございます。地域牽引事業者の承認についてお聞きします。

地域未来投資促進法の承認を受けた計画についていきたいと考えております。

○伊藤孝江君

ありがとうございます。地域経済牽引事業に対する補助についてお伺いします。

その効果として地方創生推進交付金の活用がでるべきというお話を先ほども出ておりました。今

統きまして、地域経済牽引事業に対する補助に付けて、しっかりと地域で地域経済事業が確実に発展していくように、有機的に連携を取りながら進めています。

その効果として地方創生推進交付金の活用がでるべきというお話を先ほども出ておりました。今

て、基本計画の策定や各地域での事業計画、環境整備に取り組む契機となる、きっかけとなるということを考えてございます。

この地域中核企業の候補の抽出に当たってでござりますけれども、具体的な選定の基準というのはこれから今後詰めていくことになりますけれども、まず、RESASの企業データベースの活用ですか、それから、経済産業省の地方経済産業局を始めとしたしまして全国に所在する関係省庁の地方支分局による案件や情報の発掘、それから、地域の実情や特性を最も身近で把握しておられます自治体による案件の発掘あるいは情報収集などによって得られましたデータ、情報等を約二千社程度を抽出して、この夏頃を目途に公表したいと考えているものでございます。

○辰巳孝太郎君 やはり当法案の立て付けを見てみますと、基本方針を策定した国が自治体の策定した基本計画を同意するということになっています。つまり、自治体が策定する基本計画は国の基準に沿うことが義務付けられているわけですから、強制することはないと大臣おっしゃいましたけれども、国が選定をした企業を外すことには、なかなか自治体にとって困難な状況が生まれたりまして、強制することはないと大臣おっしゃいましたけれども、自治体が選定をした企業を外すことには、なかなか自治体にとって困難な状況が生まれたりしないんじやないかと私は思つんですね。

○辰巳孝太郎君 様々な政府の政策で、トップダウンでやつていて失敗した政策というのではなくあります。地域の中核企業の候補としておられます自治体による案件の発掘あるいは情報収集などによって得られましたデータ、情報等を約二千社程度を抽出して、この夏頃を目途に公表したいと考えているものでございます。

○辰巳孝太郎君 ありがとうございます。地域牽引事業者の承認についてお聞きします。

政府は、まず最初に二十余りの企業を選定するところ、こういうふうに言っていますけれども、まず、どのようにその二千社余りは選定されるのか、お答えください。

企業立地促進法改正案について聞きます。

○辰巳孝太郎君 日本共産党的辰巳孝太郎でございます。

企業立地促進法改正案について聞きます。

○辰巳孝太郎君 ありがとうございます。地域牽引事業者の承認についてお聞きします。

地域未来投資促進法の承認を受けた計画についていきたいと考へています。

その効果として地方創生推進交付金の活用がでるべきというお話を先ほども出ておりました。今

統きまして、地域経済牽引事業に対する補助に付けて、しっかりと地域で地域経済事業が確実に発展していくように、有機的に連携を取りながら進めています。

することによって得られた情報を活用して、地域中核企業候補として二千社程度を抽出して、夏頃を目途に公表したいと思っています。これ

は何も強制するわけでもないで、あくまでも候補ですから、あとは自治体が、最終的には自治体が判断をされるということになるんだと思います。

○辰巳孝太郎君 やはり当法案の立て付けを見てみますと、基本方針を策定した国が自治体の策定した基本計画を同意するということになっています。つまり、自治体が策定する基本計画は国の基準に沿うことが義務付けられているわけですから、強制することはないと大臣おっしゃいましたけれども、自治体が選定をした企業を外すことには、なかなか自治体にとって困難な状況が生まれたりしまして、強制することはないと大臣おっしゃいましたけれども、自治体が選定をした企業を外すことには、なかなか自治体にとって困難な状況が生まれたりしないんじやないかと私は思つんですね。

○辰巳孝太郎君 様々な政府の政策で、トップダウンでやつていて失敗した政策というのではなくあります。地域の中核企業の候補としておられます自治体による案件の発掘あるいは情報収集などによって得られましたデータ、情報等を約二千社程度を抽出して、この夏頃を目途に公表したいと考えているものでございます。

○辰巳孝太郎君 ありがとうございます。地域牽引事業者の承認についてお聞きします。

政府は、まず最初に二十余りの企業を選定するところ、こういうふうに言っていますけれども、まず、どのようにその二千社余りは選定されるのか、お答えください。

大臣に改めてお聞きしますけど、なぜ最初からこれが聞きたいたいと思います。

○辰巳孝太郎君 日本共産党的辰巳孝太郎でございます。

企業立地促進法改正案について聞きます。

○辰巳孝太郎君 ありがとうございます。地域牽引事業者の承認についてお聞きします。

地域未来投資促進法の承認を受けた計画についていきたいと考へています。

その効果として地方創生推進交付金の活用がでるべきというお話を先ほども出ておりました。今

統きまして、地域経済牽引事業に対する補助に付けて、しっかりと地域で地域経済事業が確実に発展していくように、有機的に連携を取りながら進めています。

ういう枠組みで私どもの方に同意を求めるところ、立派に付けていますので、今委員御指摘のお話で、個別の企業A社、B社というのについて、別に国が一々同意を与えるわけではありません。あくまでマクロな、例えば長野県の飯田地域では、航空機産業の集積を自分たちの地域特性と認識して応援していくんだといふ長野県と飯田市からの基本計画に私どもが同意を与えます。その上で、A社、B社という個別の航空機プロジェクトの企業はあくまで県の方で認定していただいて、そこに国は介入いたしません。

ただし、じや、その航空機の企業A、Bというときに、非常に有名な企業もあるけれども、実はこの企業は精密加工でどんどん例えば三菱重工から受注を取っているというような企業が、私たちが、先ほど大臣申しましたビッグデータの中で結構そういう情報が、国として承知している情報がござりますので、これはこれでお示しをするといふことでありますので、それぞれの役割に応じてこのスキームが回っていくのではないかと考えております。

その上で、副大臣に答弁いただきました関係省庁連絡会議、まさにこれまでの御議論でもございましたように、観光庁からは観光関係の様々な優良事例の紹介をいただく、それを政府全体で取りまとめて、これも参考情報として自治体にお流します

それから、専門家の会議というのは、私ども経産省の中に設けます、二千社の発掘の際に、我々役人だけでやるのはではなくて、やはりファンドの専門家でございますとか海外マーケットに精通した専門家でございますとか、こういう方々のお知恵を借りたいという、そういう整理になっております。

○辰巳孝太郎君 ですから、二千社を国が選定するといったときに、関係省庁という中には自治体は含まれないということだと想うんですね。ですから、やはりそのスキーム、流れから見るとトップダウンではないかと、こう言われかねないと思

うんですね。

この法案については、様々、衆議院でも農地に関する質疑がありました。農水省は、地域未開拓

耕地の転用を認める、そういう方針を明らかにしております。

農水省に確認しますが、そもそも優良農地はなぜ原則転用が不可なんでしょうか。

○政府参考人(新井毅君) お答え申し上げます。

食料の安定供給は国の最も重要な責務の一つでございまして、平成二十七年三月に閣議決定され

ました食料・農業・農村基本計画におきまして

は、平成二十五年に三九%であった食料自給率を

平成三十七年度に四五%に引き上げることが目標

とされております。これを達成するため、食料自

給率向上に向けた重点的な取組の一つとして、國

民に対する食料供給のための生産基盤を

優良農地、これは集団的に存在する農地及び基盤

整備事業対象農地でありますけれども、この優良

農地の確保を推進するということとしているもの

でござります。

○辰巳孝太郎君 農業生産にとって最も基礎的な

資源であつて、食料自給率にも関わつてくる、だ

から優良農地、原則転用不可なんだということでありました。

○辰巳孝太郎君 ですから、大臣冒頭おっしゃつ

たように、配慮なんですね。配慮した結果その場

所しかないということになれば、これ優良農地の

ふうに考えておきます。

○辰巳孝太郎君 ですから、大臣冒頭おっしゃつ

たように、配慮なんですね。配慮した結果その場

所しかないということになれば、これ優良農地の

ふうに考えておきます。

○辰巳孝太郎君 この法案では、国が策定する

基本方針等により、土地利用の調整のため

の仕組みを導入することによって遊休地の活用を

図ることとしております。基本方針における土地

利用の調整に關し配慮すべき事項として、遊休地

の活用について明確化する予定であります。

具体的には、基本計画を策定する都道府県及び市町村、また土地利用調整計画を作成する市町村は遊休地の把握及び活用を促進する必要がある旨を基本方針に明記するとともに、本法案の土地利用調整の仕組みの中で基本計画等が基本方針に適合していることを国や都道府県が確認していくことがあります。

農水省に確認しますが、そもそも優良農地はなぜ原則転用が不可なんでしょうか。

○政府参考人(新井毅君) お答え申し上げます。

食料の安定供給は国の最も重要な責務の一つでございまして、この法案の施行に向けて設置する地域未開拓地調査の調査項目等を見直して、中規模以下

の未分譲地や遊休地を調査の対象に加えることを検討していきます。また、これらの調査結果につ

いては、この法案の施行に向けて設置する地域未開拓地調査の調査項目等を見直して、中規模以下

の未分譲地や遊休地を調査の対象に加えることを検討していきます。

規定をすることができます。

そもそも、この公共データの公開のニーズとい

うのは一体どのようなものがあるんでしょうか。

○政府参考人(銀治克彦君) 本法案における公

共データの民間公開は、地域経済牽引事業促進の

ための事業環境整備の一環といったしまして、自治

体の判断で基本計画に記載をしていただいた上で

当該データを活用した事業を促進していくなどと

いうことを想定しているわけでありまして、具体

的なケース、ニーズとして今私どもが想定してお

りますものとして、例えば会津若松市におきまし

ては市内各所にセンサーを設置いたします。この

センサーから取得される公共交通車両の走行情報等の

データ、これが一義的には自治体に集約されるわ

けですが、このデータを公開することによりまし

て、いろいろな渋滞状況でございますとか、ある

いは観光関係の様々な人流、物流の動きなどを把

握することによって、そういうデータを生かした

ビジネスへの活用の可能性を検証しよう。これ

は今、会津若松市の方で、市と関係する企業の方

で連携してお取組を進められようとしておりま

す。

あるいは、北九州でござりますけれども、ここ

ではスタジアムにスポーツを見にお客様がいらっしゃるわけですが、そのお客様たちがスポーツの

試合が終わって出てきた後どういう流れになる

か、これをやはりセンサー等によりまして歩行者

の様々な移動形態をフォローして、そこを見える

化するとともに、その歩行者の方々に様々な逆に

提案をすることによりまして、例えばスポーツ

ミュージアムから即家に帰ってしまうのではなく

て、レストランとかほかの施設に誘導するといつ

たような、そういう新しいビッグデータ活用型の

町づくり、これもお取組が進んでいるというふう

に聞いております。

そういうような様々な公共データを活用した新

しい町づくり事業、これに対しましてベースとな

ります公共データ、オープンデータ、これを使つ

ていこうということを今回、この四条でもうたわ

せていただいているところがございます。

○辰巳孝太郎君 公開方法なんですか

れインターネットその他の方針によりとあるんで

すけれども、これによらなくても、個社に、一社

だけにこの公共データを渡すことは可能なんで

しょうか。

○政府参考人(銀治克彦君) 公共データの民間公

開に当たりましては様々な手法があるわけでござ

いまして、一般的には機械判読型のデータで様々

な自由編集ができるような利用ルールの下でイン

ターネットを通じて公開する、これがオープン

データの基本形ではあると思っております。

他方で、余り広く一般公開をすることが適切で

ないようなケースにおいては、限定した関係

者で共有を図る限定公開、こういう手法も、今後

こういった官民にござります様々なデータの活用

の手法の一つとしては活用の仕方があるということ

で考えられておるところでございまして、この

個別の地域経済牽引事業の前提としての基本計画

でのようなデータの公開の仕方をしていくのか

ということにつきましては、一義的にはやはり当

該地方公共団体の下で御判断いただくことになる

のではないかと考えております。

○辰巳孝太郎君 つまり、可能だということなん

ですね。一般にインターネットで公開するとい

うことではなくて個社にということになれば、これ

は企業ですから、営利企業ですから、ほかの企業

にこういう情報を渡したくないということになれば

ば、うちだけに下さいということが可能になると

いうことがあります。

今日、資料にお付けしましたけれども、二〇一

三年に経団連は公共データの産業利用に関するアンケート調査というのをしておりまして、それの

結果なんですね。あくまでアンケートですから、

ここには企業からどのようなニーズがあるのか、

公共データが非常に高いニーズになつてゐるとい

うことが示されており、不動産取引の判断材料の

多様化、正確化なども活用の一例としているわけ

であります。これ、住民票とか、非常にパーソナ

ルな情報も欲しいんだと、こう企業は思っている

ということなんですね。

大臣にお聞きしますけれども、これ、つまり基

本計画で公共データの公開推進を規定することに

なる、その基本計画の実行のために選定された企

業がデータが欲しいとなると、結局、これ拒めな

じやないでしようか。どうでしようか。

○政府参考人(菱沼義久君) お答えいたします。

大臣にお聞きしますけれども、これ、つまり基

本計画で公共データの公開推進を規定することに

なる、その基本計画の実行のために選定された企

業がデータが欲しいとなると、結局、これ拒めな

じやないでしようか。どうでしようか。

○辰巳孝太郎君 この法律では、自治体

は、基本計画を推進する立場から、十五条に定め

ている手続によって、地域経済牽引事業の実施に

当たつて必要な事業環境の整備としてデータ提供

を求められた際は適切に検討をすることが求めら

れています。

一方で、このデータ提供の提案を受けた場合、

地方公共団体の長は、地域経済牽引事業計画の実

施に資するものであると認められ、かつ、当該提

案を踏まえた措置を講ずる必要があるときにデー

タの提供を行うということになつていて、必ずしもデータを提供しなければいけないという

制度になつてしまふんじ、そもそも、この法律

に基づくデータの公開は地域経済牽引事業の促進

のための環境整備の一環として自治体の判断の下

で行われるわけですから、例えば個人情報を含む微細情報などについては、個人情報保護法を

始めとする各種法律や自治体の条例に基づく適切

な保護の下で行われることが前提になるというふ

うと思っています。

○辰巳孝太郎君 ですから、自治体の判断でオ

ケーだということなんですね。基本計画で定め

て、それで牽引事業で選定しているわけですか

ら、その企業が欲しいということになれば、しか

も個別で個社だけに欲しいということになればな

かなが拒めないといふふうに思うんですね。こ

れ、やっぱり公共データの問題というの是非常に大きいと思ふんです。

非常に重要な問題だと思うんですね。都道府県

の農業試験場は種苗の生産に関する様々なデータ

を保有しております。こうしたデータも地域経済

牽引企業の求めに応じて提供する対象になるん

じゃないでしようか。どうでしようか。

○政府参考人(菱沼義久君) お答えいたします。

大臣にお聞きしますけれども、これ、つまり基

本計画で公共データの公開推進を規定することに

なる、その基本計画の実行のために選定された企

業がデータが欲しいとなると、結局、これ拒めな

じやないでしようか。どうでしようか。

○辰巳孝太郎君 といふことなんですね。これ、

とんでもない話なんですね。

今国会において種子法というのが廃止をされま

した。これは主要農産物の種を安定供給するため

の公的責任を放棄し、外資系企業を含む民間参入

種子ビジネスを促進するものだとして我々反対し

たわけであります。生産者、消費者、専門家の間

で、多国籍企業による種子の独占につながりかね

ない、食の安全や食料主権が脅かされる危惧が

広がつてきているわけであります。また、同じく今国

会で成立した農業競争力強化支援法には、都道府

県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者

への提供を促進するあるわけですね。

こうした中で、今日の議題であるこの地域未来

投資促進法、これ第十五条に基づいて地域経済牽

引企業から種苗のデータを求めることがあります。

大臣にお聞きしますけれども、これ、つまり基

本計画で公共データの公開推進を規定することに

なる、その基本計画の実行のために農業試験場が種

子に関するデータを提供するということは、これ

我が国の食料主権にも関わる重大問題、そういう

認識はありませんか。

○国務大臣(世耕弘成君) 今御指摘の種苗のデ

ータについて、種苗法に基づいて品種登録された

データについては、品種登録簿により公開をされ

ているわけであります。また、関連の研究データなどについては、公開の判断はこれを所有する自治体の判断であると理解をしています。

したがって、関連の研究データ等を活用した地域経済牽引事業の提案があつた場合、データを保有する自治体において地域の成長発展の基盤に資するものとして地域経済牽引事業の要件に該当するとの判断すれば事業の承認を行うことは可能でありまして、データの内容によつて一概に本法律の適用が否定されるものではないと。ただ、あくまでも地域のためだということでありまして、一つの企業の利益のためにやつてゐるわけではないということは明確に申し上げておきたいと思います。

なお、都道府県などの公的研究機関の知見の利用に関しては、知見の提供の公平性を確保する観点から、農水省が策定したガイドラインの中で、非独占的な実施許諾を原則として、特定の者に独占的な実施許諾を行ふ場合には、このことを公示をして、他に実施許諾を希望する者がいないかどうかを一定期間確認する等の一定の配慮が求められてゐるわけでございます。

○辰巳孝太郎君 いや、ですから、できるわけなんですね。

大臣、今ガイドラインをおつしやいましたけれども、実際にどのような許諾をするのかというのも都道府県の判断になるわけであります。これ結局、国民の胃袋を営利企業に、これ外資も含みますけれども、つかませる農業競争力強化支援法のような規制緩和を更に強力に進める役割をこの法律が果たすことになると私は言わなければならぬと思うんですね。

改めて確認しますけれども、今、外資系の企業という話もありました。これは、本法案では、承認される事業者に対しては規模の制限といいますか規定というのはありません。確認しますけれども、これ、大企業であつても地域経済牽引事業者に選定され得るということによろしいですね。

○政府参考人(鍛治克彦君) 本法で地域経済牽引

事業の扱い手となる企業の資本金等の規模に制限はございません。当然のことながら、本法の支援措置の一環といたしまして、中小企業者にのみ適用が可能な信用保険制度のインセンティブとかそういうのはございまして、大企業がおのずから使えない支援措置はございますけれども、事業の主体として特に制限はしてございません。

○辰巳孝太郎君 ということなんですね。ですから、様々な問題がこの法案にあるということだと思います。

続いて、データの提供に関してですけれども、学力テストの公表問題についてちょっと確認をしたいと思うんですね。

例えば、承認された地域経済牽引事業者であるディベロッパーとか不動産とか、そういう事業者が地域の特性を調査する一環として地域の学力テストの結果の提供を地方公共団体に求めることができるのではないか。いかがですか。

○政府参考人(鍛治克彦君) 本法案は、これまでも御説明申し上げてきましたとおり、地域経済牽引事業を促進する観点から、地域経済牽引事業として、自治体の判断の下でその地域の特性を生かして付加価値を高めて地域経済に波及効果の高い事業を認定するわけでございますので、ディベロッパーの方がどう教育に関するデータをそういうふうにお使いになるのかちょっとと承知しかねますが、あくまで法律の要件を満たした地域経済牽引事業者のお取組を自治体が、県が承認すると、そういう構造でございます。

○辰巳孝太郎君 ディベロッパーだけではなくて、例えば塾関係者とか、やはり所得の状況を知りたいんだ、学力テストの状況を知りたいんだといふことは、私はあり得るというふうに思うんですね。

大臣、こうなると、これ建前でも子供の学力を調べると言つて、いる学力テストが、一民間企業のもうけのために使われてしまうことになるんじやないでしようか。

○国務大臣(世耕弘成君) さつきから、この法律に視点を当てて説明をすると、そういうデータの利活用は地域経済牽引事業の要件に該当すれば否定されないという答弁になるんですが、その前に別ちゃんと法律やガイドラインがあるわけですね。これ、二〇一四年からは学校別の平均点のです。例えば、住民票データを全部提供したと

公表も解禁をしているわけであります。このことによって更なる序列化を進めることになるわけなんですね。

文科省に確認しますけれども、今、市町村における市町村全体のテスト結果、市町村立学校における各学校の学力テストの結果公表の数はそれぞれのようになりますでしょうか。

○政府参考人(白間竜一郎君) お答え申し上げます。平成二十六年度に実施をいたしました全国の学力・学習状況調査の結果の公表に関する調査結果、これを基にお答え申し上げますと、自らの市町村全体の結果を公表している自治体は、公表予定を含めまして千五市町村、全体の約五八%、また、市町村立学校の結果を公表している自治体は、公表予定を含めまして百十二市町村で全体の約六%となつておるところでございます。

○辰巳孝太郎君 ですから、今のところ、市町村レベルで見ますと、各学校、この学校の平均点はどういうふうにしているかということを公表しているところというのは六%ですから、非常に少なくなつてはいるんですね。

しかし、当法案によつて、一民間企業を、それら各学校、若しくは各地域、市町村ではなくて何々町とか、ここ所得を知りたいとか、学力テストを学校ごとに知りたいということを首長に要求をして、そして市町村の教育委員会がその公表を認めた場合は、これテスト結果が提供されることがあります。この構造でございます。

大臣、こうなると、これ建前でも子供の学力を調べると言つて、いる学力テストが、一民間企業のもうけのために使われてしまうことになるんじやないでしようか。

○国務大臣(世耕弘成君) さつきから、この法律に視点を当てて説明をすると、そういうデータの利活用は地域経済牽引事業の要件に該当すれば否定されないという答弁になるんですが、その前に別ちゃんと法律やガイドラインがあるわけですね。これ、二〇一四年からは学校別の平均点のです。例えば、住民票データを全部提供したと

か、税のデータを全部個人名付きでやつたなんとすることになつたら、これはもう完全に個人情報保護法違反ですから、そこで必ず引っかかるわけあります。

この学力・学習状況調査についても、この個票データについては、文科省が定める状況調査に関する実施要領において調査の趣旨や取扱配慮事項等が定められているわけでありますから、教育委員会の判断を踏まえてデータを保有する自治体が判断をするということになつて、それは自治体が一般に公開しているもの以上のものを出すということは、これはもう普通は考えられないわけであります。

○辰巳孝太郎君 大臣、当然、個別を識別できる、そういう所得の情報であるとか学力テストの情報であるとか、これが提供され得ることがないというのは当然であります。しかし、個別が識別されない状況で、ひも付けできない状況で出どころは、これ市町村の条例などでできるわけですね。都道府県などがやるんだということであれば、これ首長などがやるんだということになればできるということだと言わなければなりません。

この情報についても様々な問題があると。この十五条に關連して、私は改めて民泊問題というのをちょっと取り上げたいと思うんですね。

政府は、牽引事業の例示の一つとして、観光とうのを挙げております。今、違法民泊、すなわち旅館業法によらずに自らの自宅を使用して人を宿泊させることになりますけれども、これが問題になつております。この民泊を解禁する法案が今国会に提出をされております。これにはホテルや旅館業界からは当然反対の声が上がっております。主にホテル、旅館であれば建築基準法や消防法に基づいて避難経路を定めなければならないとか様々な規制があるわけであります。民泊となれば一般的の家で基本できるわけですから、これいづれフルフットティングの觀点からどうなのかと、こいう声が出るのは当然だと思うんですね。

仮にこの民泊新法が可決をされますと、民泊

サービスを行おうとする者は都道府県知事への届出が必要となる、仲介業者というのがあるわけで、これも登録が必要となる。ただし、今回の法規では、民泊の年間提供日数の上限というのがこれまで百八十日と定められております。これが、あくまで上限ということでありまして、この日数については各自治体の条例で定めることになつていて。ですから、自治体によつては三十日しか認めない、六十日しか認めないと、こういう条例ができるいくんだろうと思うんですね。

確認しますけれども、第十五条における牽引事業者が首長に行う提案の中には、これ条例改正も含まれるということでおよろしいでしょうか。

○政府参考人(鍛治克彦君) 事業者からの様々な事業環境整備の提案の中には条例改正の提案についても含まれると考えております。

ただし、それはあくまで提案でございますので、その上で、自治体としては、当該地域への波及効果につきまして、自治体としてこれが意味があると思うこと、さらにその提案を踏まえて実際

に条例改正するかどうかというのは、当該自治体の行政長としての判断あるいは地方議会の御判断、こういったものが当然合わせた上で御結論にはなつてくると承知しております。

○辰巳孝太郎君 ですから、となると、仮に民泊事業者あるいは仲介事業者が牽引事業者に選ばれて、例えばこの年間三十日、六十日としか認められない年間提供日数の上限を百八十日といつぱりまで認めてほしいという提案ができると、こういうことですね。

○政府参考人(鍛治克彦君) 繰り返しでございまですが、そういう御提案は当然できるわけでござりますけれども、まさにその百八十日の上限を当該自治体の御提案でまたそれを上げるというのは、一般的には余り考えにくいとは思います。

すなわち、今回の企業立地法におきましても、工場の緑地規制について国の基準あるいは自治体の基準に対して更に特定の地域でその緑

地規制の基準を緩和するというような仕組みもござりますので、アーロジーとしては同じようなことがあります。

これが論理的にはあり得るわけござりますけれども、当然、民泊についての適正な宿泊日数の上限

というのは総合的な判断で当該自治体の長が、あるいは議会が御判断になることでございます。提

案はできるということがこの法案でござります。

○辰巳孝太郎君 考えにくいですか。これ考えますよ。考えますよ、当然。全く考えにくくないと

思つんですね。

しかも、この十五条の一項において、もし当該提案をこれ必要ないといふに認める場合で

も、その旨及び理由を遅滞なく当該提案をした者に通知するよう努めると。これ理由を付さなきや

ならない、努めなければならないということになつて

いるわけであります。

大体、この法案というのは地域型の特区みたい

なものですから、先ほど、元々条例で決めた上限を、首長がそれを規制緩和することは考えられな

いというふうだったら、この法案そのものを否定す

ることに私はなると思うんですよ。結果、牽引事

業者からの提案を受けければ政治判断を迫られて、これ提案を認めない場合も行政手続にのつとる必

要が出てくると、こういうことだと思うんですね。

確認しますけれども、これ事業者に大きな権限を私は与える法規だと思います。この事業者の承認の取消しというのほどのように規定されていま

すでしょうか。

○国務大臣(世耕弘成君) これは、法律の第十四

条第二項に基づいて、承認された地域経済牽引事

業計画について、この計画を実施する者が計画どおりに地域経済牽引事業のための措置を行つてい

ないと認める場合にその承認を取り消すことがで

きる旨を規定をしております。例えば、計画に位

置付けられた資金調達のめどが立つておらず、事

業計画を行う意思も見られない場合などがこれに

該当します。

三十六条の報告の微取によって担保することになります。

○辰巳孝太郎君 計画で示された目標に達していませんが、これ必ず承認を取り消すことになるんでしょうか。この辺が非常に私は曖昧だと思うんですけれど、例えば、景気が少し悪くなつたのですけれど、例えは、景気が少し悪くなつたのですけれど、こういうことになるんでしょうか。そ

の辺、どうですか。

○国務大臣(世耕弘成君) そこはいろいろあると

思います。景気状況によつて悪かつたり、あるいは全体的に悪ければ、これは国自体のやり方を見直さなければいけないというところも出てくると

いうふうに思つてますので、計画の数字に達してい

ないから即承認を取り消すということはあります

。どちらかというと、計画で例えはきちっとや

りますと言つたことを全くやる意思が見られないとか、そういう場合があつたときに取り消すとい

うことだと思います。

○辰巳孝太郎君 とりわけ十五条に規定され

ることに私はなると思うんですよ。結果、牽引事

業者から提案を受けければ政治判断を迫られて、

これ提案を認めない場合も行政手続にのつとる必

要が出てくると、こういうことだと思うんですね。

○辰巳孝太郎君 とりわけ十五条に規定され

ることに私はなると思うんですよ。結果、牽引事

業者から提案を受けければ政治判断を迫られて、

これ提案を認めない場合も行政手続にのつとる必

要が出てくると、こういうことだと思うんですね。

○国務大臣(世耕弘成君) 先ほどから、辰巳議員はあたかも特定の一社を応援するためにこの我々法律をやつしているように言われるんですけども、これ地域全体が裨益するわけです。そういうことを前提にした我々は基本計画を認定していくわけでありますし、当然、都道府県や市町村が基本計画を定めてやる中では、その地域の特性ですとか地域経済に対する効果に関して基本計画の中できちつと説明責任を負つておるわけですから、何か特定の企業に献金をもらつてその企業に便宜を図るというようなことは実質できないというふうに思つております。

○辰巳孝太郎君 できないというなら法的な規制が必要だと思います。

牽引事業者となれば、税制優遇始め補助金も入ります。規制緩和を自ら求めることもできるわけですね。先ほどあつたとおり、他社に出さない形で公共データなども入手ができると、至れり尽くせりだと私は思うんですよ。これでは私、政治家とのこの事業者との癒着が生まれるんじやないかと、こういうふうに思つんですね。

○国務大臣(世耕弘成君) これは、法律の第十四

条第二項に基づいて、承認された地域経済牽引事

業計画について、この計画を実施する者が計画ど

おりに地域経済牽引事業のための措置を行つてい

ますけれども、まさにその百八十日の上限を当該自治体の御提案でまたそれを上げるというの

上は、会社、労働組合その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならないといふこととなつておりますので、相手方は政党でございます。その上で、企業の求めに応じていろんなことがあつた場合に、企業について政治資金規正法上規制があるかということにつきましては、それは特段の規定はございません。

○辰巳孝太郎君 大臣、これ、企業・団体献金をこの部分では禁止するなど、何らかの歯止めが必要やないでしょうか。

○国務大臣(世耕弘成君) 先ほどから、辰巳議員はあたかも特定の一社を応援するためにこの我々法律をやつしているように言われるんですけども、これ地域全体が裨益するわけです。そういうことを前提にした我々は基本計画を認定していくわけでありますし、当然、都道府県や市町村が基

本計画を定めてやる中では、その地域の特性ですとか地域経済に対する効果に関して基本計画の中できちつと説明責任を負つておるわけですから、何か特定の企業に献金をもらつてその企業に便宜を図るというようなことは実質できないといふうに思つております。

○辰巳孝太郎君 できないというなら法的な規制が必要だと思います。

牽引事業者となれば、税制優遇始め補助金も入ります。規制緩和を自ら求めることもできるわけ

ですね。先ほどあつたとおり、他社に出さない形

で公共データなども入手ができると、至れり尽く

せりだと私は思うんですよ。これでは私、政治家

とのこの事業者との癒着が生まれるんじやないかと、こういうふうに思つんですね。

○委員長(小林正夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、丸川珠代君が委員を辞任され、その補欠として中西哲君が選任されました。

○石井章君 日本維新の会、石井章、通告に従いまして企業立地法改正法について御質問いたしました

いと存じます。

〔委員長退席、理事石上俊雄君着席〕

衆議院で可決されましたが、我が党は原案に対してずっと賛成で、部会の方でもしたんです

が、どうも途中から怪しくなつてしまつて、どう

一般論としてございますが、政治資金規正法

も農林族の方から修正案の中に加えてくるよといふような情報が入りましたその様子を見たんです。やつぱりそのとおりになりました、それを前提に農地という観点からの質問が中心になると思うんですけれども、衆議院で可決された修正案には、優良な農地が十分に確保できないと認めるとき、所要の措置を講ずるというふうにされていますが、まず優良農地の定義についてお伺いいたします。井原政務官。

○大臣政務官(井原巧君) お答え申し上げます。

委員御指摘の本法案の附則の修正案ですけれども、衆議院においては修正案提出者から御提案されたというものでありますので、提案者が本来はひよつとしたら回答する立場のかも分かりませんが、政府としては、一般的に優良な農地といえば、農振法に基づく農用地区域内の農地及び集団的に存在する農地その他の良好な當農条件を備えている農地、農地法ではいわゆる第一種農地と言えんですけれども、それを優良農地というふうに理解をいたしております。

○石井章君 そのような答弁でありますけれども、例えば、私ども茨城県などは日本一を誇りません。なん生産物があります。例えば、クリとかメロン、レンコン、芋などありますが、決して、例えば第一種農地とかじゃなくて、税制面の優遇を受けるために白地の調整区域でもたくさんのかのクリを作ったりメロンを作ったり、そういう昔からの畠にそいつたものを作っているのが現状でありますけれども、そいつたことからすれば、優良農地の先ほどの井原政務官の線引きというか答弁は、多少曖昧な点多分出てきてるんじゃないかなと思います。

それで、農地についてはいろんな考え方があるんですけれども、十分に確保できないときというのが条文の中に入っています、修正案の中にです。十分に確保できないというのほどのような状況を政府は考えているのか。確かに、修正案な

で政府が答弁といふのはちょっとあれかもしれませんからね。関東農政局などいうのは絶対許可下ろしませんから。例えば、大きなスーパーを

せんが、これも井原政務官に御答弁をお願いいたしました。○大臣政務官(井原巧君) 御指摘の、十分に確保できないという意味はということであります。が、政府としては、農地の確保の状況については、国内の農業生産の増大を図り、国民に対する食料の安定供給の確保に資するという農地法の趣旨を踏まえて総合的に評価されると、こういうふうになつております。

〔理事石上俊雄君退席、委員長着席〕

私が現場で働いていたことがありますけれども、昔から都市計画と農業振興というの非常に

対立軸のところがありました。今回、政府の方針というのは農政の方も総合的に評価するというこ

となので、前は何へクタール減つたら何へクタールというふうになつてきましたが、かなり農水省の方も地域の調和の取れた都市形成という中

で歩み寄りをし、また経産省の方も歩み寄りを

し、基本方針の中でそれを示してというふうな流れがなつております。

そういう意味で申し上げますと、総合的に評価されるということで、十分に確保できないという

ものについては検討するということになつております。まして、また、国が策定する基本方針において、

優良農地の確保をその基本方針の中で明確化する

ということをございます。

このような枠組みの下で、政府としては、委員

の答弁をいただきます。

○大臣政務官(井原巧君) 今回の法案は、農林水

産省とともに十分連携をしまして、法律上の枠組みと

して農業上の土地利用との調整のための仕組みを

導入するとともに、国が策定する基本方針において

優良農地の確保を明確化する、これはもうそもそも

いりますけれども、経産省として、井原政務官の御

答弁をいただきたい。

○大臣政務官(井原巧君) 今回の法案は、農林水産省とともに十分連携をしまして、法律上の枠組みとして農業上の土地利用との調整のための仕組みを導入するとともに、国が策定する基本方針において優良農地の確保を明確化する、これはもうそもそも

いりますけれども、経産省として、井原政務官の御答弁をいただきたい。

○大臣政務官(井原巧君) 今回の法案は、農林水

産省とともに十分連携をしまして、法律上の枠組みと

して農業上の土地利用との調整のための仕組みを

導入するとともに、国が策定する基本方針において

優良農地の確保を明確化する、これはもうそもそも

いりますけれども、経産省として、井原政務官の御

答弁をいただきたい。

造ろうとも、排水が駄目とかいろいろな面でいちやもん付けて、十年、二十年たつてもなかなか建物を建てられないのが実際なんですよ。だから、農政局というのは非常に大きな力を持つていて、いまだに、御党の農林部の小泉進次郎さんもいろんな改革をやろうとしていますけれども、後ろで鉄砲を撃つ人もいれば足を引っ張る人もいるやに聞いておりますけれども。

やっぱり、私は経産委員会の一人として、経産省で出した法案はしっかりとこれは日の目を見て、若者が地方に戻ってきて、担い手、いわゆる兼業農家でもいいんです。ほとんど我が茨城県、今、朝の番組で連ドラやってますけど、福島県に近いところ、「ひよっこ」とかやっていますが、あれもやっぱり、元々は我が家は、これはほかの県も一緒ですけれども、父ちゃんも母ちゃんもじいちゃんもばあちゃんも、みんなして農家やっていました。

ところが、安倍総理のおじいさんの岸内閣のときの、それからその後の総理大臣、池田勇人さんとか、いわゆる所得倍増論、これ十年間の計画だったんですが、七年間で計画が達成できました。これはなぜかといつたら、やっぱり常磐線である今は東北線で田舎からいろんな働き手が来ただ、そのため、農家が父ちゃんがいなくなつて三ちゃん農家と言われるようになつたんです。三ちゃん農家だつたのが、今度、地方に工業ができる、母ちゃんがパートに行き始めて二ちゃん農家になつて、今は本当にじいちゃんかばあちゃんが一人でやつているのが現状なんですね。

そこでお伺いいたしますけれども、農業政策と本法の関連について大臣にお伺いいたします。

農地の転用収入についての期待についてありますけれども、これは、農地を農地以外の事業用地として転売した場合の価格差が余りにも大きくて、農家が事業用地として売却を期待して、なかなか耕作放棄地などを手放さないことににより農地の集積などが進まないという問題であります。

独法経済産業研究所の分析の結果、転用目的で

の農地売却価格が耕作目的での売却価格にまで低下すると、平均的な稻作の作付面積は約30%増加し労働生産性も約二三%向上するという結果が出でております。まさに、農地の転用収入への期待が農業経営規模の拡大や生産性向上を妨げているというものが実証されたわけですが、この農地転用への期待の原因は、まさに期待というところにあります。現実にはハードルが高い農地転用のもうけ話をずっと待ち続けてしまうのが要因であります。

今回、本法に農地転用許可に関する配慮が追加明記されているわけであります。この曖昧な状況に拍車を掛けることになり、農家の農地転用収入への更なる期待値を高め、農業政策にとつてもマイナスであるとともに、本法改正の効果を妨げるものと私は危惧しておりますけれども、政府はその辺をどのように考へておられるか、大臣にお伺いいたします。

○國務大臣(世耕弘成君) やはり、いろいろ用地を、地域によつてはまだまだ不足をしているといふところがあるわけでありますから、そういうところに柔軟に対応していかなければいけない。しかし一方で、優良農地の確保ということも政策としてしつかり行つていかなければいけないというところで、この法律、元々政府案では、農林水産省とも連携をして、法律上の枠組みとして、農業上の土地利用との調整のための仕組みを導入するとともに、国が策定する基本方針において優良農地の確保を明確化するということにしておられるわけあります。

その上で、この法案の成立後、農水省において農地法施行令及び農振法施行令を改正をして、他の地域整備法と同様に、調整が整つた施設について、優良農地の確保を前提に、農用地区域からの除外や農地転用が可能になるように措置される予定というふうに承知をしておりまして、これによつて、農地法等による処分に際して、地域経済牽引事業に供する施設整備が円滑に行われることになります。

一方で、衆議院で修正が行われまして、本法案の附則第七条二項において、政府は、本法案に基づく土地利用調整の状況について検討を加え、優良な農地が十分に確保できないと認められるときは所要の措置を講ずるものとされたところであります。これは、この法案の枠組みによって地域経済牽引事業の実施に際しても優良農地が確保されにくく、これは元々政府原案の考え方と同じ趣旨であると理解をしております。

この法案の施行後の優良農地の確保、そして地域経済の活性化、しつかりと農水省と連携をしながら、バランスを取つてやつてまいりたいと思いまして、例えは交付上限額やハード事務の要件を緩和することとしております。さらに〇石井章君 幾つか質問はあつたんですけど飛ばしまして、最後に、今回の法案のインセンティブの一つとして、地方創生推進交付金の適用がうたわれております。この制度は非常に使い勝手が良く、私の地元でもこれまでにない取組を行なうこととしており、着々と地方の活性化に寄与することができます。この制度は非常に多くの人が良き成果として出ているのも事実であります。この地方創生推進交付金の予算規模は約一千億円ということであります。地方自治体からも人気を博しており、申込みが非常に多く、予算が不足しているとも聞いております。そのため、さきの予算委員会で、地方創生推進交付金の予算規模一千億円を、よりもっと拡充した方がいいんじやないかということで私は麻生財務大臣に質問い合わせましたが、大臣は、予算拡充は難しいと簡単に一言でおっしゃっていましたけれども、今回特に地方創生推進交付金等の利用ということもあります。

そこでお伺いいたしますけれども、農業政策と本法の関連について大臣にお伺いいたします。

農地の転用収入についての期待についてありますけれども、これは、農地を農地以外の事業用地として転売した場合の価格差が余りにも大きくて、農家が事業用地として売却を期待して、なかなか耕作放棄地などを手放さないことににより農地の集積などが進まないという問題であります。

独法経済産業研究所の分析の結果、転用目的で

ると、このように分けてあるのかというような御指摘かと思いますけれども、これにつきましては、特定の分野についてあらかじめ一定の金額を交付す

かど思

う形では確保はいたしておりません。た

だ、地域経済牽引事業というものはローカルアベノミクスの推進に資するものであると、こうした位

置付けをしておりますので、地方創生推進交付金

を十分に活用していただけるように重点的に支援することとしてございます。

具体的には、地方創生への高い波及効果が見込

まれる場合には地方創生推進交付金の運用を弾力

的にいたしまして、例えは交付上限額やハード事

業の要件を緩和することとしております。さら

に、地方公共団体が自ら取り組む事業も、これは

もちろんのことですけれども、地域経済

牽引事業に対して設備投資等への支援を行う場合

にもこのように交付金を活用することができます。

いずれにいたしまして、重点支援の枠組みを

設けことで地方公共団体の方々に広く交付金を

活用していただけるように取り組んでまいりたい

と、このように考えております。

○石井章君 ありがとうございました。

地方創生の推進の担当は恐らく内閣府でありますけれども、経済産業省からの出向で行つている方がキヤップでやつていますので、その辺しっかりと、私の質問を終わりにします。

○委員長(小林正夫君) 他に御発言もないよう

ですか、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。

○辰巳孝太郎君 私は、日本共産党を代表して、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案に反対する討論を行ないます。

政府は、この十年間、企業立地促進法の下、大

企業の工場が立地すれば地域経済が活性化するという地域経済政策を進めてきましたが、立地企業の撤退と地方の疲弊が進み、格差は拡大しました。本法案が、このように破綻した呼び込み型の企業誘致政策の反省をすることなく更に進めようとしていることは問題です。

反対理由の第一は、特定の地域中核企業に支援を集中する一方、地域の雇用と経済の担い手である産業集積を法律の目的、理念から削除し、切り捨てるものだからであります。本法案の支援対象となる地域牽引企業は僅か一千社にすぎません。

一握りの稼ぐ力と言われる中核企業が伸びれば地域全体が潤うというのは幻想にすぎません。特定企業の成長が国民経済の好循環にはつながりません。地域の内発的な成長支援を応援するべきです。

第二は、地域牽引事業者の事業環境整備に係る措置の提案制度は、言わば地方版特区制度であり、特定企業への支援策ということです。地域経済牽引企業が様々な条例による規制の緩和・撤廃を直接求めることは、住民の命や暮らし、環境保全より特定企業の利益を優先させるもので、地方自治の本旨に反するものであります。

第三は、地方自治体が保有する公共データを地域牽引事業者の求めに応じて提供する問題です。企業にとって情報、データは利益を生むものであり、喉から手が出るほどと言われるほど欲しい情報です。特定企業の利益を優先し住民が知らないままデータが提供されるおそれが生じますが、個人情報を保護する保証は明らかではありません。

第四に、地域経済牽引企業のために優良農地の転用を可能にすることです。衆議院で一部修正されていますが、転用の歯止めにはなっていません。

最後に、真に地域経済を発展させる道は、産業集積の面としての役割に光を当て、内発的、持続的な発展につながる地域循環振興政策へ根本的に転換すべきだということを指摘して、討論といった

します。

○委員長(小林正夫君) 他に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林正夫君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、石上君から発言を求められておりますので、これを許します。石上俊雄君。

○石上俊雄君 私は、ただいま可決されました企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・こころ、民進党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。  
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案を改正する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。

一 地域における人材やノウハウが不足している中で、産学官金等が連携して支援することが重要であることに鑑み、地域経済牽引支援機関による連携支援事業が有効に活用されるよう、内外の優良事例の周知を始め支援の充実に努めること。また、創業及び新事業展開を含め、地域経済牽引事業に対する積極的な資金供給が行われるよう、地域金融機関等による地域密着型金融の取組等を一層推進すること。

(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 地域の特性や強みを生かした地域経済牽引事業を促進するため、成長が期待される地域の中核事業の特定等に必要な情報提供や助言のほか、海外展開等様々な分野の専門人材の育成・派遣を行う等地方公共団体に対する支援の一層の充実強化に努めること。また、業種横断的な取組が適切かつ円滑に実施されるよう、関係府省庁間において一層緊密に連携を図ること。

二 地方公共団体の基本計画において、地域の特性を生かした多様な事業分野が対象とされるよう周知することも、地域経済牽引事業促進協議会の枠組みが有効に機能するよう促すことを

すこと。あわせて、地方公共団体の計画立案負担の軽減を図ること。また、計画の実施による地域への経済的效果等について、適切な指標に基づく検証を継続的に実施し、必要に応じて各種支援策の強化等を行うことにより、計画の実効性確保に努めること。

○委員長(小林正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時七分散会

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。  
一、原発関連費用の国民負担・託送料金転嫁に反対することに関する請願(第一一二二一号)  
(第一一二三二号)

ました本法案の附帯決議につきましては、その趣旨を尊重してまいりたいと考えております。

○委員長(小林正夫君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたい

と存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

関、株主の機関投資家等、原子炉を提供したメーカーも責任を負うべきである。優先順位を間違つてはいけない。次に、事故を起こした原発以外の原発の廃炉費用は、発電関連費用で電源を保有する事業者が負担すべきである。電力小売事業者を切り替えた国民にも原発関連費用を負担させるなど、言語道断である。政府は、原発のコストは安いとして原発を推進してきた。原発の廃炉費用は、原発を保有し、利益を上げてきた電力会社が負担すべきである。国会審議もなく、パブリックコメントにも表れた国民の反対も無視して進められている政策は、汚染者負担の原則など環境政策の国際的原則に反し、エネルギー政策の根幹に関わるものである。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、国民負担の金体方針を、国民的議論を経て国会において徹底的な情報公開と審議を行うこと。十二月二十日の閣議決定の中の原発費用国民負担の凍結をすること。

二、全体方針の下で今進められている一部政府予算、法律改正、経済産業省などの省令・告示などの各種政策措置は、国民的議論を経て国会で最終的に決めるまで白紙に戻すこと。

第一二二三号 平成二十九年五月九日受理

原発関連費用の国民負担・託送料金転嫁に反対することに関する請願

請願者 大阪府池田市 北川園校 外十五名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一二二二号と同じである。



平成二十九年六月十五日印刷

平成二十九年六月十六日發行

参議院事務局

印刷者

国立印刷局